

令和5年度 第2回横浜市精神保健福祉審議会

令和6年3月28日(木)
14時00分～16時00分(予定)
神奈川県中小企業共済会館401会議室

《次 第》

1 開会

2 障害福祉保健部長挨拶

3 議題

- (1) 会長及び副会長の選出について

4 報告

- (1) よこはま保健医療プラン2024の策定について
- (2) 第4期横浜市障害者プランの改定について
- (3) 第2期横浜市自殺対策計画について
- (4) 依存症対策事業について
- (5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた令和5年度の実施状況について
- (6) 精神障害者ピアスタッフ推進事業について
- (7) 令和6年度予算について

5 その他

【配 付 資 料】

- ・資料1 「よこはま保健医療プラン2024」について
- ・資料2 第4期横浜市障害者プランの改定版の原案について
- ・資料3 第2期横浜市自殺対策計画について
- ・資料4 依存症対策事業について
- ・資料5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた令和5年度の実施状況について
- ・資料6 精神障害者ピアスタッフ推進事業について
- ・資料7 令和6年度予算について
- ・資料8 横浜市精神保健福祉審議会条例
- ・資料9 横浜市精神保健福祉審議会運営要綱

令和5年度第2回 横浜市精神保健福祉審議会委員名簿

氏名	職名
浅見 剛	横浜市立大学医学部精神医学 准教授
天貝 徹	横浜市医師会 常任理事 あまがいメンタルクリニック 院長
飯島 倫子	神奈川県弁護士会 横浜あかり法律事務所
伊東 秀幸	田園調布学園大学 人間科学部心理学科教授
大友 勝	横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
大貫 義幸	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター 事務室長
加藤 伸輔	ピアサポートグループ在 認定NPO法人地域精神保健福祉機構（コンボ）理事
金子 由紀子	横浜市精神障がい者就労支援事業会 統括施設長
川越 泰子	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長
國吉 麻子	神奈川県看護協会 洋光台訪問看護ステーション 管理者
佐伯 隆史	神奈川県精神科病院協会 理事 医療法人誠心会 理事長
佐藤 裕季子	神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター 副院長兼看護局長
土志田 務	神奈川県精神保健福祉士協会 会長
長尾 孝治	中区生活支援センター 所長
長谷川 吉生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
馬場 淳臣	神奈川県精神科病院協会 理事 横浜日野病院 院長
三村 圭美	神奈川県精神神経科診療所協会 副会長 医療法人圭信会 東川島診療所 院長
宮川 玲子	横浜市精神障害者家族連合会 理事長
山口 哲顕	神奈川県精神科病院協会 会長 港北病院 院長

令和5年度 横浜市精神保健福祉審議会 事務局名簿

区分	氏 名	所 属
事務局	佐藤 広毅	健康福祉局長
	修理 淳	医療局保健所長(担当理事兼務)(医療医務監兼務)
	君和田 健	障害福祉保健部長
	白川 教人	担当理事(こころの健康相談センター長)
	中村 剛志	障害施策推進課長
	今井 智子	障害自立支援課長
	大津 豪	障害施設サービス課長
	高木 美岐	企画課長
	菊池 潤	医療援助課長
	岩松 美樹	健康推進課健康づくり担当課長
	吉原 祥子	高齢在宅支援課長
	中村 秀夫	精神保健福祉課長(こころの健康相談センター担当課長兼務)
	田辺 興司	障害施策推進課施策調整係長
	新海 隆生	障害施策推進課共生社会等推進担当係長
	坂下 新悟	障害施策推進課計画推進担当係長
	米山 のぞみ	障害施策推進課指定・システム担当係長
	佐々木 善行	障害施策推進課担当係長
	渡辺 弥美	障害施策推進課相談支援推進係長
	大野 和義	障害施策推進課担当係長
	梅津 亜矢子	障害施策推進課区分認定係長
	品田 和紀	障害施設サービス課施設管理係長
	畑下 陽介	障害施設サービス課整備推進担当係長
	坂井 良輔	障害施設サービス課地域施設支援係長
	佐藤 央一	障害施設サービス課共同生活援助担当係長
	野口 慶太郎	障害施設サービス課施設等運営支援係長
	長戸 泰弘	障害施設サービス課担当係長
	内山 博人	障害自立支援課就労支援係長
	正寿 弘	障害自立支援課福祉給付係長
	東 宏子	障害自立支援課移動支援係長
	藤森 祐次	障害自立支援課社会参加推進係長
	中西 勇人	障害自立支援課居宅サービス担当係長
	香月 正樹	精神保健福祉課精神保健福祉係長
	久保 裕樹	精神保健福祉課担当係長
	山内 航	精神保健福祉課救急医療係長
	坂田 瑞恵	こころの健康相談センター相談援助係長
	渡邊 雅哉	こころの健康相談センター担当係長
	佐々木 祐子	こころの健康相談センター依存症等対策担当係長
	津田 善之	企画課企画係長
	加藤 大済	医療援助課福祉医療係長
	矢島 陽子	健康推進課健康づくり担当係長
高野 利恵	高齢在宅支援課認知症等担当係長	
丸山 重夫	医療局医療政策課長	
山木 香菜恵	医療局医療政策課担当係長	

計画期間：2024（令和6）年度～2029（令和11）年度

概要版

資料1

よこはま保健医療プラン 2024

Yokohama health medical care plan 2024

令和6（2024）年3月 横浜市

I 章 プランの基本的な考え方

保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系付けた中期的な指針として、本市独自に策定しました。市民、保健・医療等サービス提供者及び行政がお互いに理解し協力しながら、進めていきます。

主要な疾病のうち、がんに関する部分については、「横浜市がん撲滅対策推進条例」に基づき、策定しました。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく本市の「感染症予防計画」としても位置付けます。

基本理念

高齢化の進展による医療需要増加や生産年齢人口の減少が進行している2040年を見据え、最適な医療提供体制を構築するとともに、保健・医療・介護の連携を着実に進め、市民が必要な医療を受けられ、本人・家族が健康で安心して生活することができる社会の実現を目指します。

併せて、保健医療の質の向上や効率化を図る観点から、情報通信技術（ICT）の活用やデータ分析に基づく施策立案・効果検証など、デジタル時代にふさわしい保健医療政策に取り組みます。

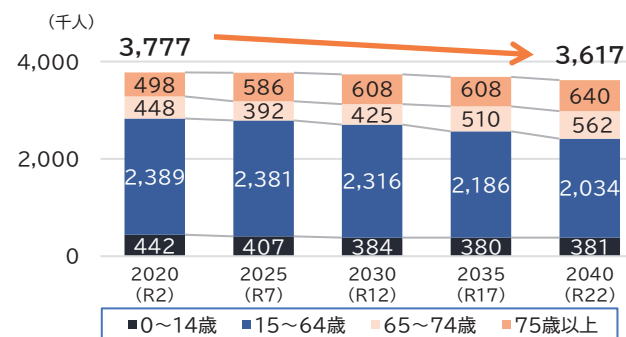
また、これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた感染症対策を実行し、新興感染症等から市民の安全と健康を守ります。

II 章 横浜市の保健医療の現状

横浜市将来人口推計

- ・総人口は2021年をピークに緩やかに減少する一方で、75歳以上人口は増加
- ▶生産年齢人口の減少・高齢人口の増加を見据えた医療提供体制整備が必要

【横浜市将来人口推計】

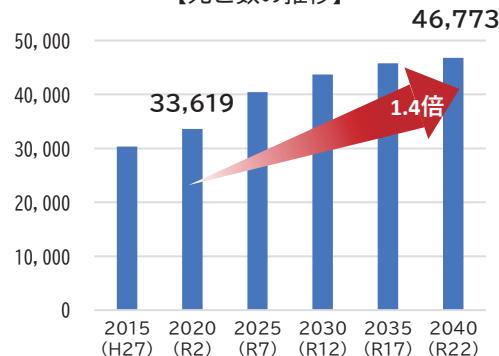


出典：横浜市将来人口推計（令和6年1月）

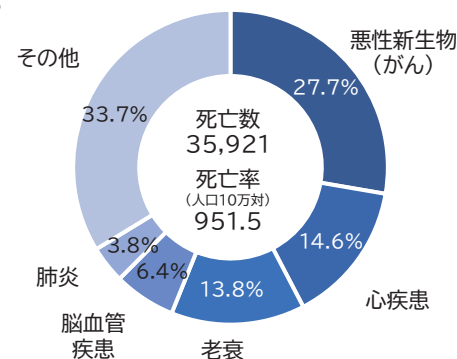
死因別の死亡状況

- ・2040年の死亡数は2020年の約1.4倍
- ・死因別にみると、悪性新生物（がん）、心疾患、老衰の順が多い
- ▶疾病ごとの動向に合わせた医療提供体制の構築が必要

【死亡数の推移】



【死因別の死亡状況】



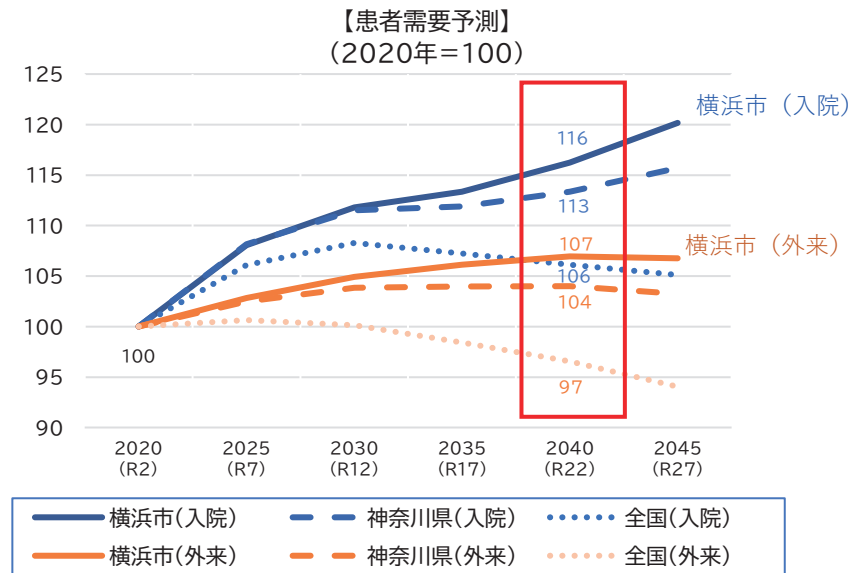
出典：令和2年まで人口動態統計（厚生労働省）
令和7年以降、横浜市将来人口推計（令和6年1月）（横浜市）

出典：令和3年人口動態統計（厚生労働省）

医療需要予測

- ・本市の入院に関する需要は2045年頃までは増加していく見込み
2020年と比較して、2040年は**16%増加**
- ・本市の外来に関する需要は2040年頃をピークに、2045年頃まで維持される見込み
2020年と比較して、2040年は**7%増加**

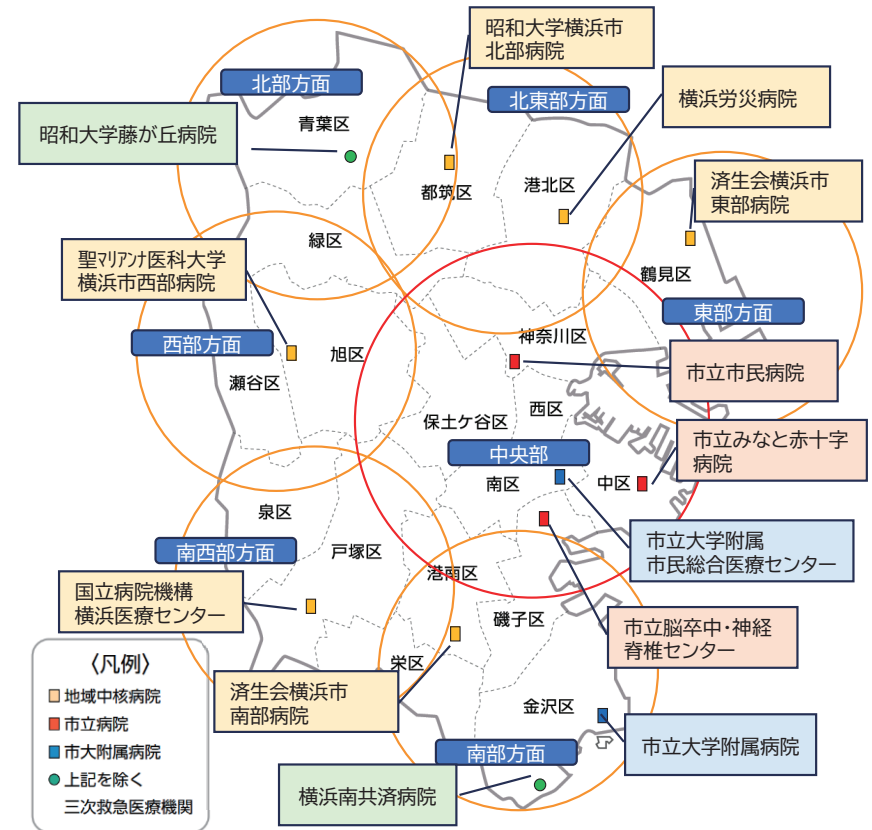
▶2040年における本市の医療需要は、増加傾向が維持されることが見込まれるため、医療需要に対応できる医療提供体制の構築が必要



出典：[受療率]平成29年患者調査「受療率（人口10万対）、入院－外来×性・年齢階級×都道府県別」（厚生労働省）
 [人口：国・県]「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
 [人口：市]横浜市将来人口推計（令和6年1月）（横浜市）
 注）上記をもとに、横浜市医療局が作成
 注）二次医療圏の患者数は、当該二次医療圏が属する都道府県の受療率が各医療圏に当てはまるものとして、将来の人口推計を用いて算出。

医療提供体制

本市では、市立3病院（市民病院、脳卒中・神経脊椎センター、みなと赤十字病院）及び横浜市立大学附属2病院（横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター）に加え、市内6方面の基幹的な役割を担う地域中核病院を誘致・整備し、独自に医療提供体制を構築してきました。



Ⅲ章 2040年に向けた医療提供体制の構築

将来の医療需要増加に向け、限られた資源を最大限活用し、最適な医療提供体制を構築することで、必要な医療を受けられ、本人・家族が安心して生活ができる社会の実現を目指します。

◆入院医療の市内完結率

- ①急性期・一般病棟 現状：84.0% → 目標：84.5%
- ②回復期リハビリテーション病棟 現状：86.7% → 目標：91.0%
- ③療養病棟 現状：75.1% → 目標：78.9%

◆在宅看取り率

現状：33.1% → 目標：39.4%

人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や生産年齢人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するため、医療機関の機能分化や連携を進めていくことが必要です。「2040年に向けた医療提供体制の構築」に向け、5つの取組を推進します。

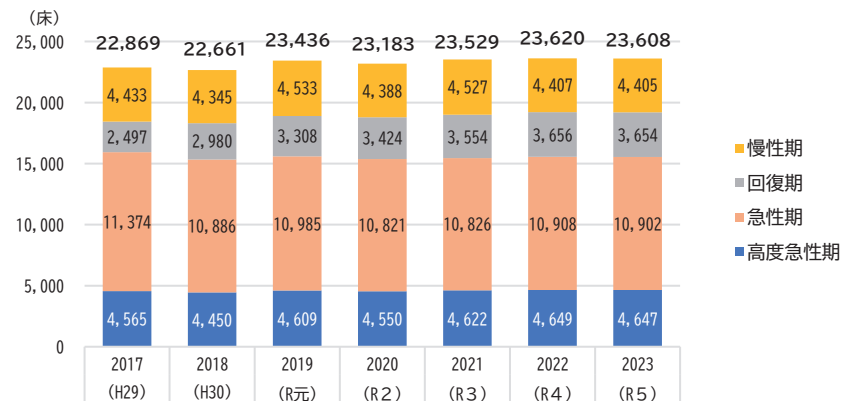
- (1) 将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築
- (2) 医療従事者等の確保・養成
- (3) 高齢者を支える地域包括ケアの推進
- (4) デジタル時代にふさわしい医療政策の推進
- (5) 医療安全対策の推進

2040年に向けた医療提供体制の構築

主な施策

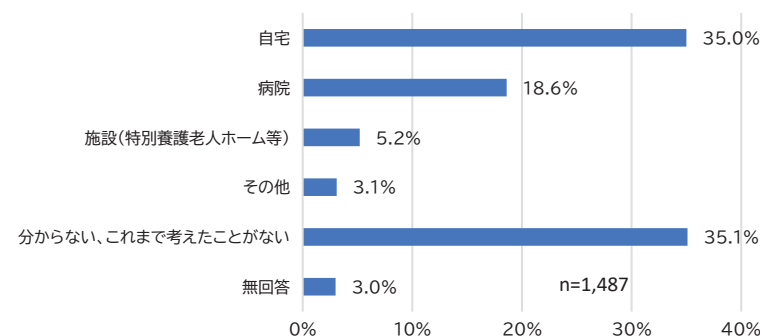
- ◆ 病床整備事前協議による病床配分の実施や機能転換の促進
- ◆ 在宅医療・介護を担う人材の育成等研修の実施
- ◆ 病床数 現状：23,608床 目標：24,510床 (+902床)
- ◆ 在宅医療連携拠点での相談支援
- ◆ 「医師の働き方改革」のための効果的な取組の実施
- ◆ 「人生会議」の普及啓発
- ◆ データの活用による医療政策の推進

【機能別病床数の推移】



※各年度4月1日時点の既存病床数を病床機能報告で按分（5年度は4年度の病床機能報告で按分）
 注）総数と内訳の合計が一致しない場合がある
 出典：横浜市医療局

【人生の最期を迎えたい場所】



出典：令和4年度 横浜市民の医療に関する意識調査（横浜市）
 問18 あなたは、人生の最期をどこで迎えたいと思いますか。（単一回答）

IV章 主要な疾病ごとの切れ目のない保健医療連携体制の構築

1 がん

全ての市民ががんに関する正しい知識を持つことにより、予防行動やがん検診受診、適切な医療につなげることで、がんによる死亡率の減少を目指します。

がんのり患に備えることにより、自身や身近な人ががんと診断された際に、適切な医療を受け、支えあい、安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

◆がんの75歳未満年齢調整死亡率（人口10万人対）の減少

現状：124 → 目標：100

◆がん患者のQOLの向上

（現在自分らしい日常生活を送れていると感じるがん患者の割合）

現状：全国70.5% → 目標：増加

主な施策

◆ がん予防に向けた取組

- ①市民への情報提供の充実
- ②禁煙・受動喫煙防止の推進
- ③がん検診再勧奨の実施
- ④精密検査受診状況の把握
- ⑤乳がんに関する理解の促進

◆ がん医療の取組

- ⑥がん診療連携拠点病院等との連携の推進
- ⑦緩和ケアの推進

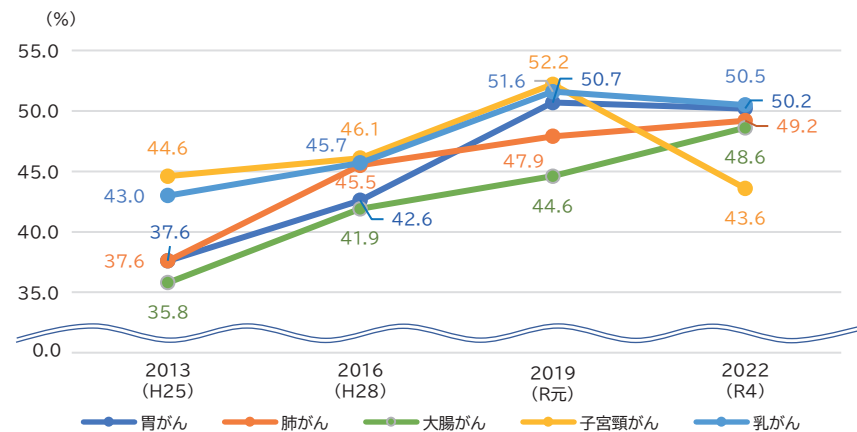
◆ がんとの共生

- ⑧相談支援及び情報提供の充実
- ⑨アピアランスケア※1
- ⑩仕事と治療の両立支援の推進
- ⑪小児・AYA世代※2がんの理解促進・患者支援

◆ がんになっても安心な社会づくりの基盤構築

- ⑫学習指導要領に基づく「がん教育」の実施
- ⑬調査結果や統計を活用した政策検討（EBPM）

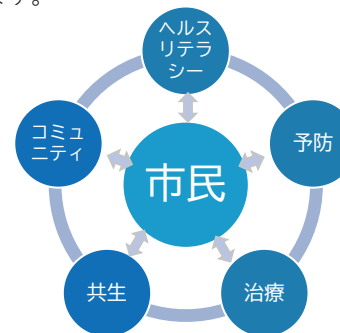
【国民生活基礎調査に基づくがん検診受診率の推移（横浜市）】



出典：平成25年、平成28年、令和元年、令和4年国民生活基礎調査（厚生労働省）

新たながん対策よこはまモデルイメージ図

がんになっても安心して生活できる地域社会の実現には、全ての市民が正しい知識を身につけ、予防行動や適切な医療へつながり、支えあう施策を展開する必要があります。



※1 医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア

※2 Adolescent and Young Adultの略。15歳から39歳の思春期・若年成人の世代を指す

IV章 主要な疾病ごとの切れ目のない保健医療連携体制の構築

2 脳血管疾患・心疾患



脳血管疾患・心疾患の発症時における速やかな救命処置・搬送体制の確保、治療水準を維持するとともに、治療後の日常生活の場においても質の高い生活を送ることができる社会を目指します。

◆脳血管疾患の年齢調整死亡率（人口10万人対）

現状：62.3 → 目標：減少

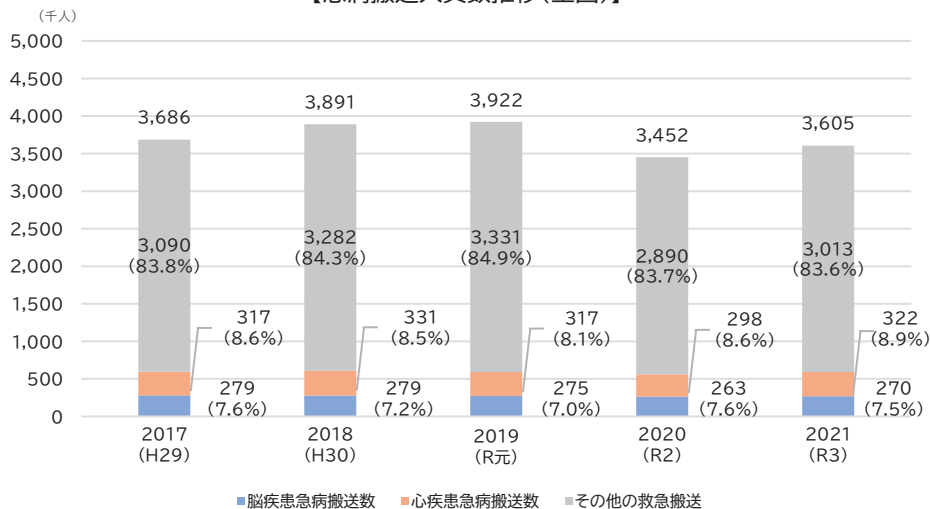
◆心疾患の年齢調整死亡率（人口10万人対）

現状：144.8 → 目標：減少

主な施策

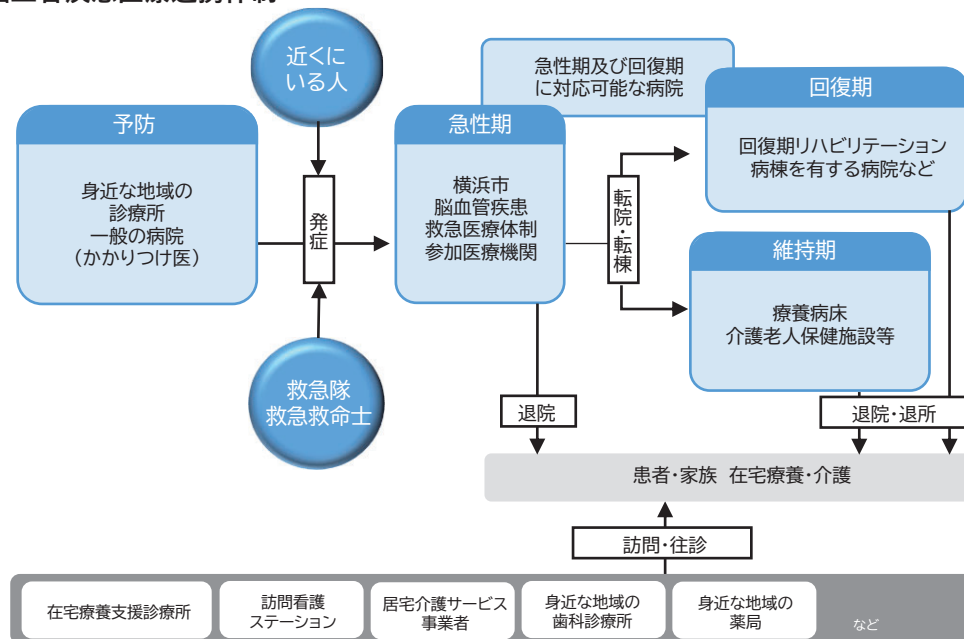
- ◆ 発症予防
- ◆ 急性期の適切な医療体制の構築
- ◆ 合併症や再発の予防、在宅復帰支援

【急病搬送人員数推移(全国)】

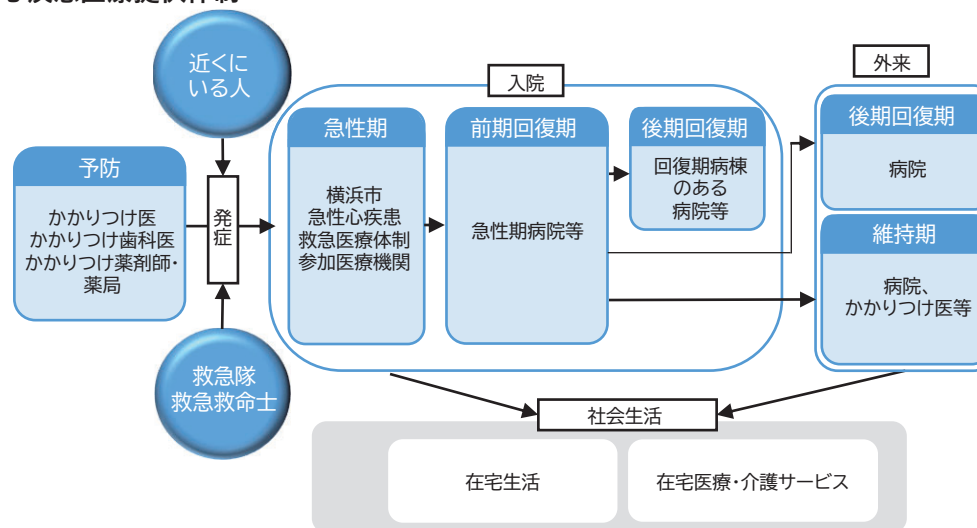


出典：平成30年度～令和4年度版救急・救助の現況（消防庁）
注）四捨五入のため総数と内訳の合計が一致しない場合がある

脳血管疾患医療連携体制



心疾患医療提供体制



3 糖尿病

生活習慣の改善や、患者の治療継続、生活支援に取り組み、これらに関わる地域の保健・医療・介護の連携強化を図ることにより、糖尿病の発症予防、重症化予防を目指します。

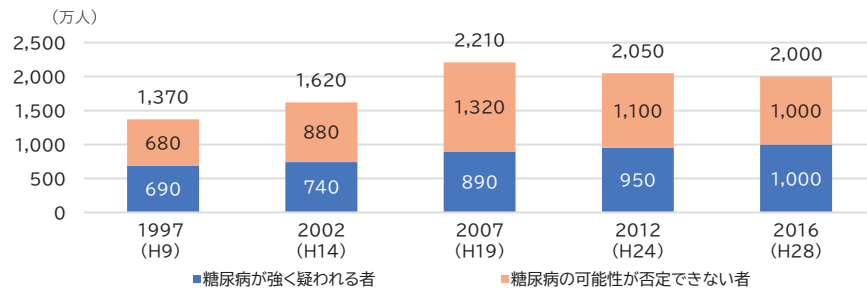
内科や糖尿病内科のかかりつけ医と眼科、腎臓内科、歯科、薬局等の医療連携と、生活を支える地域の多職種の連携を進め、糖尿病の合併症の早期発見や治療中断を防ぎます。

- ◆特定健診でHbA1c8.0 %以上の者の割合
現状：1.25% → 目標：減少
- ◆糖尿病性腎症による新規人工透析導入患者数
現状：県人工腎臓等保有状況調査により算出 → 目標：減少
参考値：県 883人（日本透析学会統計資料）

主な施策

- ◆ 糖尿病の発症予防及び重症化予防
- ◆ 医療・介護連携の推進

【「糖尿病が強く疑われる者」、「糖尿病の可能性を否定できない者」の推計人数の年次推移（20歳以上、男女計、全国値）】



出典：「健康日本21（第三次）推進のための説明資料（令和5年5月）」（厚生労働省）より算出

4 精神疾患

市民が疾患に対する正しい知識を持つとともに、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができる社会の実現を目指します。

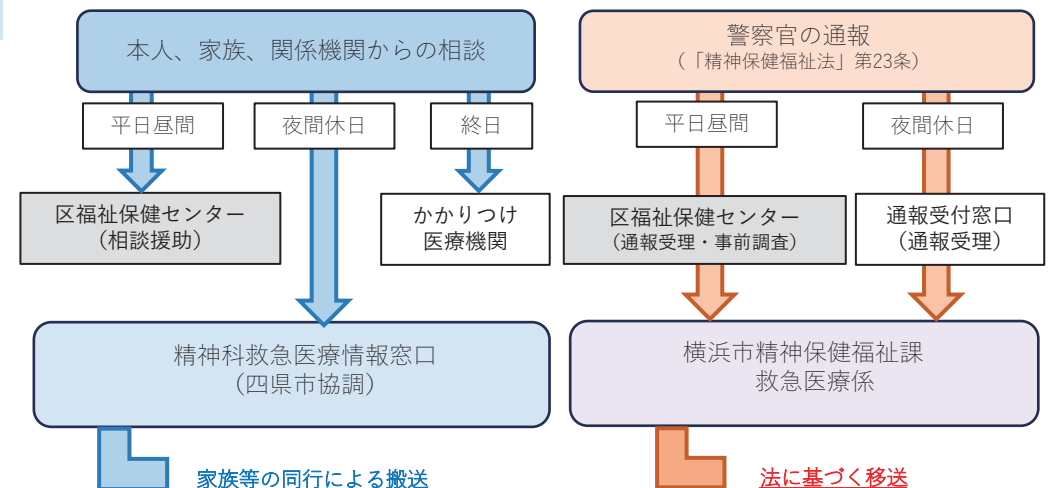
適切な医療につなげることで入院の長期化を少なくするとともに、退院後も地域で安心して生活できるような支援体制の構築を目指します。

- ◆精神病床退院患者における地域平均生活日数
現状：327.3日 → 目標：331.5日

主な施策

- ◆ こころの健康を維持する人の増加
- ◆ 精神科救急体制の充実
- ◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【横浜市の精神科救急医療体制(四縣市協調体制) 2023年度】



V章 主要な事業ごとの医療体制の充実・強化

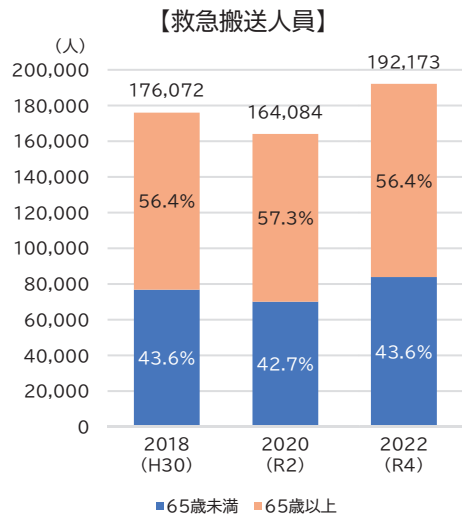
1 救急医療

救急需要の増加に対し、緊急性の高い傷病者を確実に救急医療機関へつなぐことができるよう、最適な医療提供体制の確保を目指します。

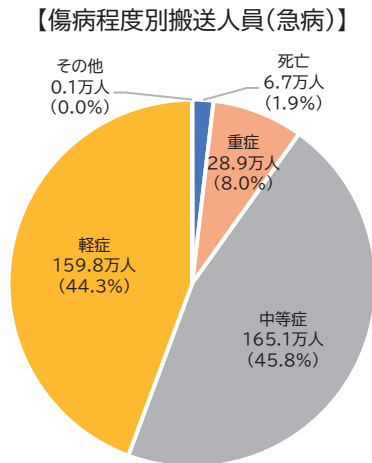
◆救急医療体制参画医療機関数
現状：59施設 → 目標：59施設

主な施策

- ◆ 超高齢社会における救急医療提供体制の最適化
- ◆ 適切な受療行動の推進のための啓発
- ◆ DXによる救急活動や医療連携の効率化



出典：横浜市消防局

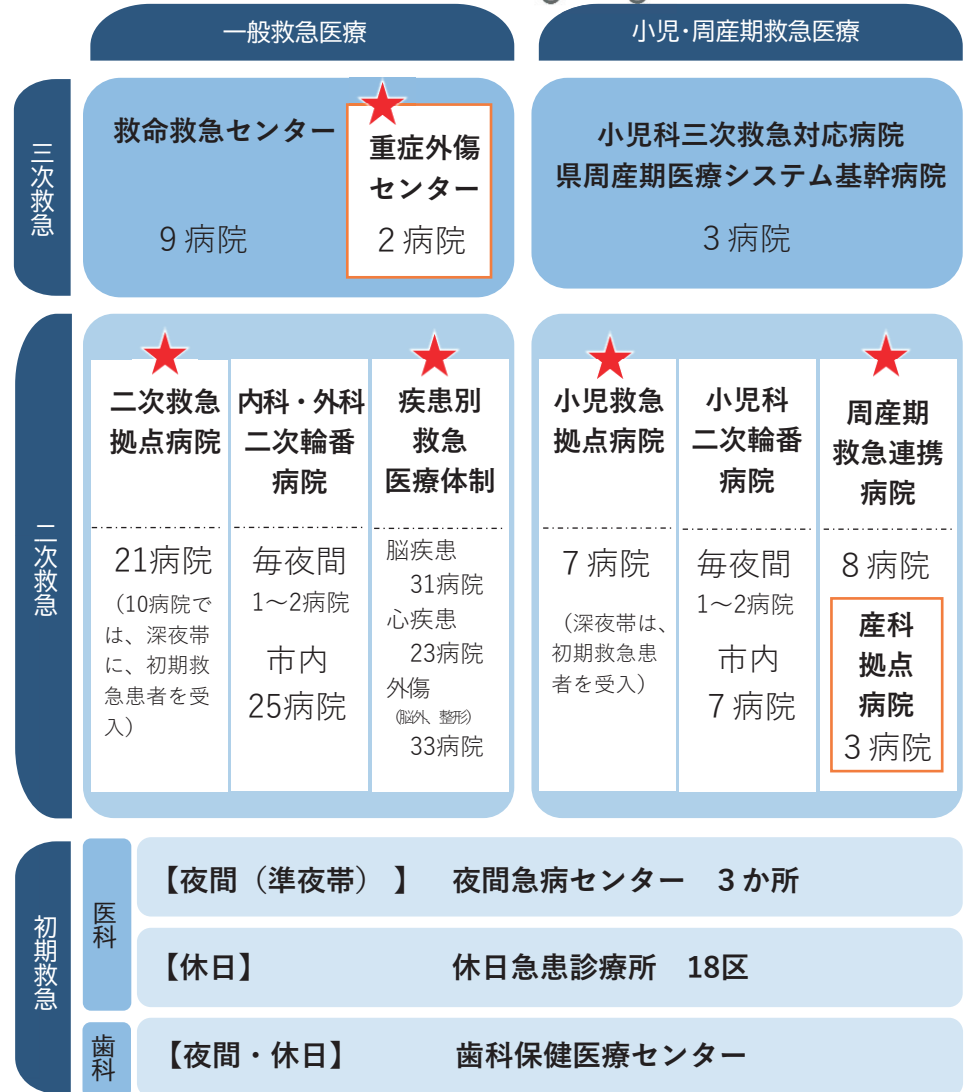


出典：令和4年版救急・救助の状況（消防庁）

横浜市救急医療体系図



★ 本市独自の取組
2023年4月1日時点



三次救急 ... 主に生命に危険のある「重症・重篤患者」に高度な医療を行います。
二次救急 ... 主に入院治療が必要な「中等症・重症患者」の医療を行います。
初期救急 ... 外来診療により帰宅可能な「軽症患者」の医療を行います。

2 災害時における医療



大規模地震等の災害発生により、医療資源が制約を受ける中でも、適切な医療を提供できる体制を目指します。

◆災害時医療体制の維持・充実

現状：維持 → 目標：維持・充実

主な施策

◆ 行政と関係機関が連携した災害対応の検討と充実

コラム

災害医療に関わる関係機関

大規模震災時は、治療すべき負傷者の数が急増する一方で、医療機関のインフラ被害等により、医療提供の需給バランスが崩れるため、平時と同様の診療体制を維持することや、医療救護活動ができなくなることが予想されます。

災害時の医療においては、市域で対応する保健・医療・福祉の各所管局が横断的に連携するほか、県域で行う広域搬送や他県からの応援を受け入れるため、県との連携を密にする必要があり、医療関係団体と連携し、総力を挙げて対応する必要があります。

主な関係団体

団体名	主な協力事項
横浜市医師会	医療救護隊への医師の派遣・診療所における診療
横浜市歯科医師会	避難所や診療所における歯科診療
横浜市薬剤師会	医薬品の備蓄・管理・調達
横浜市病院協会	災害時の傷病者受入態勢の確保
横浜在宅看護協議会	災害時のサービス利用者への巡回と情報の共有
神奈川県看護協会	Yナース研修ほか、災害に関する事業への協力
横浜薬科大学	医薬品の集積・管理・仕分け
横浜市柔道整復師会	地域防災拠点等における傷病者に対する応急救護

3 周産期医療・小児医療



少子化が進展する中でも、誰もが安全・安心に出産や育児ができる環境を継続するため、妊産婦への相談支援、出産場所や救急医療など、様々な取組を組み合わせ、切れ目のない適切な周産期・小児分野の保健・医療提供体制の確保を目指します。

◆出生数に対する市内分娩件数の割合

現状：89.9% → 目標：同水準を維持

◆小児医療機関数（小児人口10万人対）

現状： 病院 8.3病院 → 目標：同水準を維持

診療所 42.1か所 → 目標：同水準を維持

主な施策

◆ 必要な時に必要な小児・周産期医療を受診できる環境づくり

◆ 出産・育児に関する相談支援の充実

4 新興感染症医療



新興感染症発生時に機動的な対応ができるよう、平時から県、医療機関や医療関係団体等の外部機関との連携体制を確立します。



継続的な訓練や研修等の実施により、市内感染症対策の質の向上・人材育成を図るとともに、感染拡大時の移送体制の確保や備蓄など、平時から体制整備を行います。

主な施策

◆ 新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会や感染症対策研修・訓練の実施

◆ 個人防護具等の備蓄

◆ 感染症患者移送専用車両の確保

VI章 主要な保健医療施策の推進

1 感染症対策

感染症の発生及びまん延への備えを進めます。また、市民への啓発及び知識の普及、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた人材の養成及び資質の向上、保健所の体制の確保等を進めます。

主な施策

- ◆ 発生の予防、まん延の防止
- ◆ 啓発及び人権の尊重
- ◆ 検査体制の充実
- ◆ 人材の養成及び資質の向上

2 難病対策

難病を患っても、住み慣れた地域において安定した療養生活が送れ、それぞれに合った社会参加ができるよう、難病患者や家族が、適切な時期に、必要な知識等を得ることができる環境を整えます。また、支援ネットワークが広がるよう、福祉・保健・医療人材の資質の向上に取り組みます。

主な施策

- ◆ 難病医療講演会・交流会の開催
- ◆ 支援者向け研修の開催

3 アレルギー疾患対策

アレルギー疾患に対する正しい知識を得る機会を提供するとともに、専門医療機関による相談体制の確保や人材育成に取り組みます。また、学校・保育・施設等の利用者が、安心して学校生活、施設生活等を送ることができるよう、職員が適切なアレルギー対策を実施します。

主な施策

- ◆ みなと赤十字病院における
 - ・ぜん息相談の実施
 - ・人材育成
- ◆ 市民向け講演会等の実施
- ◆ 学校・保育・施設等の職員向けアレルギー対応研修の実施

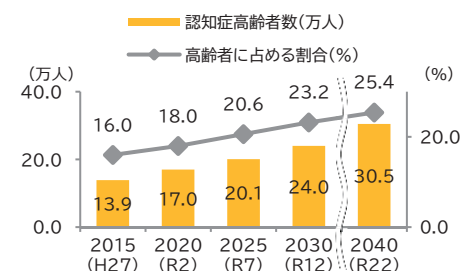
4 認知症疾患対策

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。また、医療従事者や介護従事者等の認知症への対応力の向上を図ります。

主な施策

- ◆ 認知症に関する理解促進
- ◆ 医療従事者等の認知症対応力向上の推進
- ◆ 若年性認知症の人への支援

【認知症高齢者数の推移】



出典：横浜市健康福祉局

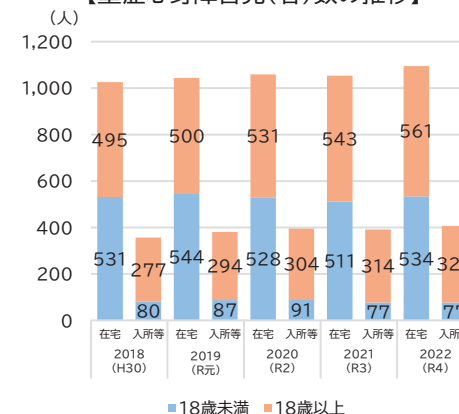
5 医療的ケア児・者等及び障害児・者への対応

福祉・保健・医療・教育・保育等の関係者が連携し、心身の状況や家族状況の変化、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築し、地域での受入れ態勢の更なる充実を図ります。

主な施策

- ◆ 医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
- ◆ 身近な地域で相談できる場所の充実
- ◆ 知的障害者専門外来設置医療機関への補助

【重症心身障害児(者)数の推移】



出典：横浜市子ども青少年局

6 歯科口腔保健・歯科医療

口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科口腔保健の推進、医科歯科連携による口腔機能管理などを通じ、歯科口腔保健・歯科医療の充実を図ります。また、障害児・者の歯科保健医療の推進に取り組みます。

主な施策

- ◆ 歯科保健医療センターにおける
 - ・休日・夜間の救急歯科診療
 - ・通院困難者への訪問歯科診療
 - ・障害児・者への歯科診療
- ◆ 障害児・者の歯科保健医療の充実

7 健康横浜21の推進（生活習慣病予防の推進）

生活習慣病の予防を中心とした、総合的な健康づくりの指針として、「第3期健康横浜21」を策定し、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を延ばす「健康寿命の延伸」に取り組んでいます。「健康横浜21」と連携した生活習慣病予防を推進していきます。

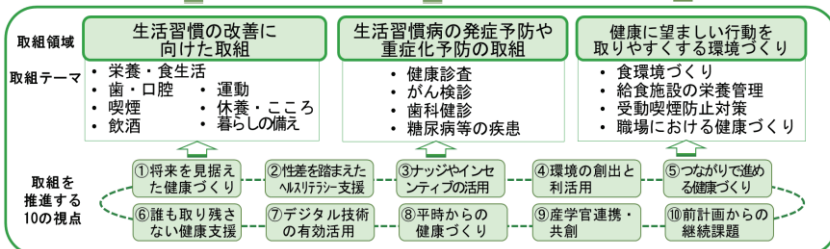
第3期健康横浜21 計画期間：令和6年度(2024)～令和17年度(2035)12年間

基本理念 共に取り組む生涯を通じた健康づくり

基本目標（最終成果） 健康寿命の延伸

中間成果 主要な健康課題の改善

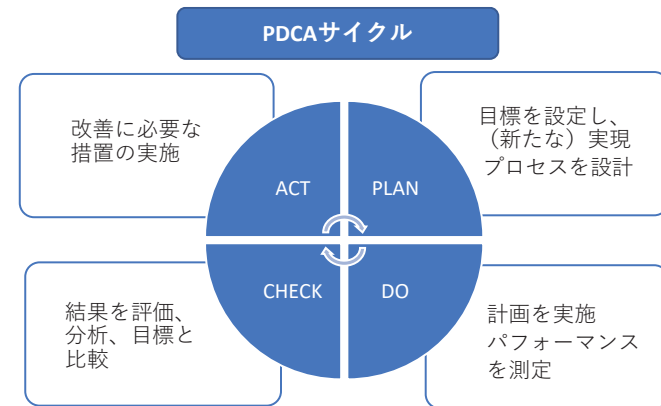
直接成果 生活習慣の改善・意識や行動の変化 ↔ 直接成果 環境の改善



VII章 計画の進行管理

各項目について、PDCAサイクルの考え方を活用し、指標の種類に応じて、毎年、3年目、最終年度である6年目の進捗状況等を確認し、総合的に評価を行います。

なお、計画を推進する上での情勢の変化等を考慮し、3年目の2026（令和8）年度に中間振り返りを行い、必要に応じて見直しを図ります。





明日をひらく都市

OPEN x PIONEER

横浜市

横浜市 医療局 医療政策課

令和6年3月

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL 045-671-2466 / FAX 045-664-3851

E-mail ir-seisaku@city.yokohama.jp

第4期横浜市障害者プランの改定について

資料2

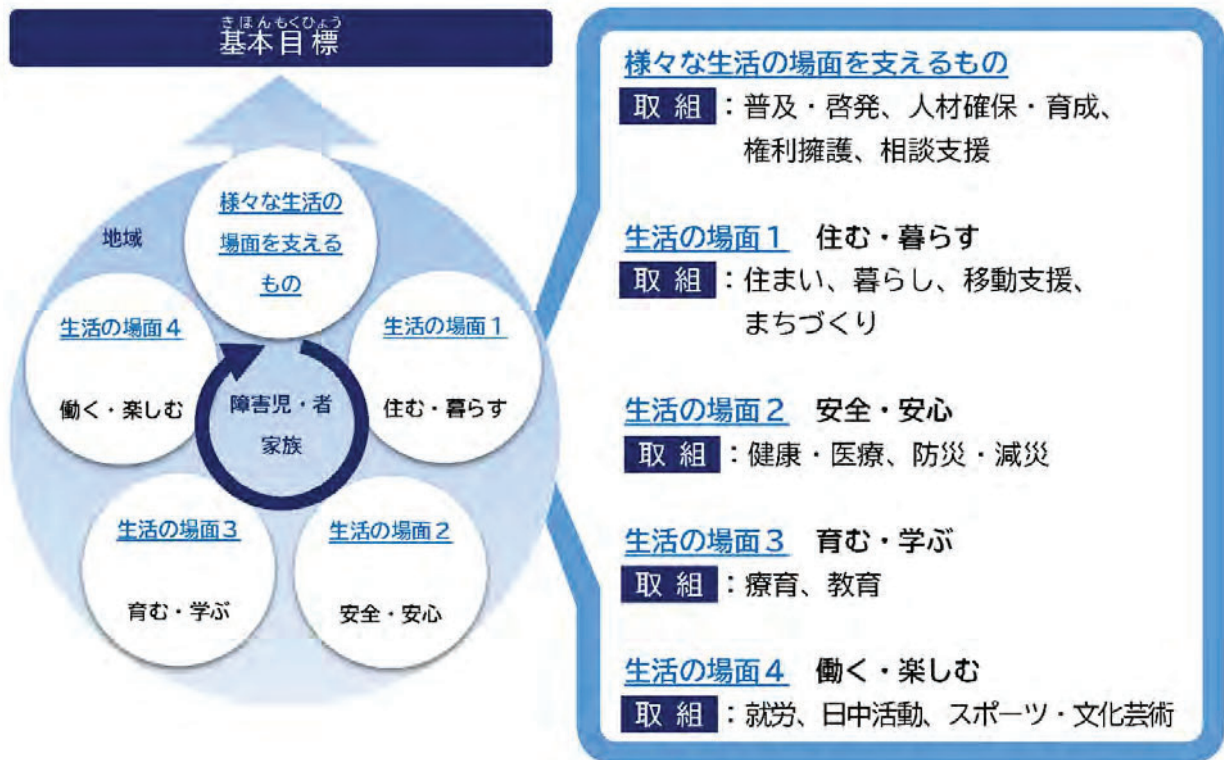
第4期横浜市障害者プランの中間見直しにあたり、令和5年9月から10月にかけてパブリックコメントを実施しました。提出された御意見等を踏まえ、原案を作成しましたので、御報告します。

なお、今回の中間見直しでは、主に現プランの第3章に記載の取組・事業について国の基本指針等を踏まえて変更しています。

1 計画の全体像

第4期横浜市障害者プランは、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の3つの法定計画を一体的に策定した計画です。

「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、障害児・者の生活を「5つのテーマ」に分類し、施策を進めています。



2 見直し内容

第4期横浜市障害者プランは、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間として定めています。

このうち、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、3年ごとに検証と見直しを行うこととしています。そのため、個別事業の内容の見直しや、障害福祉サービスごとに必要な利用の見込み量等を設定しました。

3 主な変更点

項目・<種類>	変更前（素案）	変更案（原案）	頁	章・項目番号
市民等への普及・啓発 <追記>	障害を理由とする差別の解消に当たっては、市民等の方々に関心と理解を深めていただくことが何よりも大切であることから、市民等に向けた広報及び啓発活動を効果的に実施します。	障害を理由とする差別の解消に当たっては、市民等の方々に関心と理解を深めていただくことが何よりも大切であることから、市民等に向けた広報及び啓発活動を効果的に実施します。 <u>また、事業所等への差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についても、周知・啓発に取り組みます。</u>	49	第3章3 様々な生活の場面を支えるもの 3(3)
高齢化・重度化対応のグループホームの検討・拡充 <追記>	現在、実施している高齢化・重度化対応グループホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能な制度の検討を行っていきます。今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化に対応していくため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充していきます。	現在、実施している高齢化・重度化対応グループホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能な制度の検討を行っていきます。今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化に対応していくため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充していきます。 <u>また、強度行動障害及び医療的ケアを必要とする方等にも対応したグループホームについて、充実に向けた検討を進めていきます。</u>	72	第3章3 生活の場面1 1-1(2)
精神病床における1年以上入院患者の割合 <修正>	神奈川県と調整が完了した後、地域の実情等を基に設定します。	令和6年度 53.6% 令和7年度 53.1% 令和8年度 53.1%	83	第3章3 生活の場面1 1-2(1)
精神病床における早期退院率 <追記>	—	令和6年度 83.1% 令和7年度 84.5% 令和8年度 84.5%	83	第3章3 生活の場面1 1-2(1)

項目・＜種類＞	変更前（素案）	変更案（原案）	頁	章・項目番号
移動情報センター運営等事業の推進 ＜追記＞	移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行う移動情報センターを全区に設置し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。	移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行う移動情報センターを全区に設置し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。 <u>推進にあたっては、障害種別に関わらず利用しやすい仕組みとなるよう、移動に関連する社会資源との連携を更に進めていきます。</u>	95	第3章3 生活の場面1 1-3
障害者・支援者による災害時等の障害理解促進 ＜追記＞	セイフティーネットプロジェクト横浜（S-net横浜）や関係機関等と連携し、各区で実施される地域防災拠点訓練等で障害者理解を促進します。	セイフティーネットプロジェクト横浜（S-net横浜）や関係機関等と連携し、各区で実施される地域防災拠点訓練等で障害者理解を促進します。 <u>加えて、避難生活における情報保障についても、対応方法等の周知に取り組んでいきます。</u>	116	第3章3 生活の場面2 2-2
障害児入所施設における入所児童の地域移行 ＜修正＞	施設入所児童のうち、18歳に到達する児童について、グループホーム等への入居による地域移行を推進します。	<u>障害児入所施設からグループホームやひとり暮らしなど、一人ひとりの状況に応じた生活の場へのスムーズな移行を目指し、児童相談所や区福祉保健センター、学校等の関係機関と連携し、早期（概ね15歳頃）からのアセスメントを行い、入所されている障害児本人等と一緒に準備を進めます。</u>	128	第3章3 生活の場面3 3-1（2）



資料3

第2期横浜市自殺対策計画について

令和6年3月28日

令和5年度第2回精神保健福祉審議会

健康福祉局こころの健康相談センター

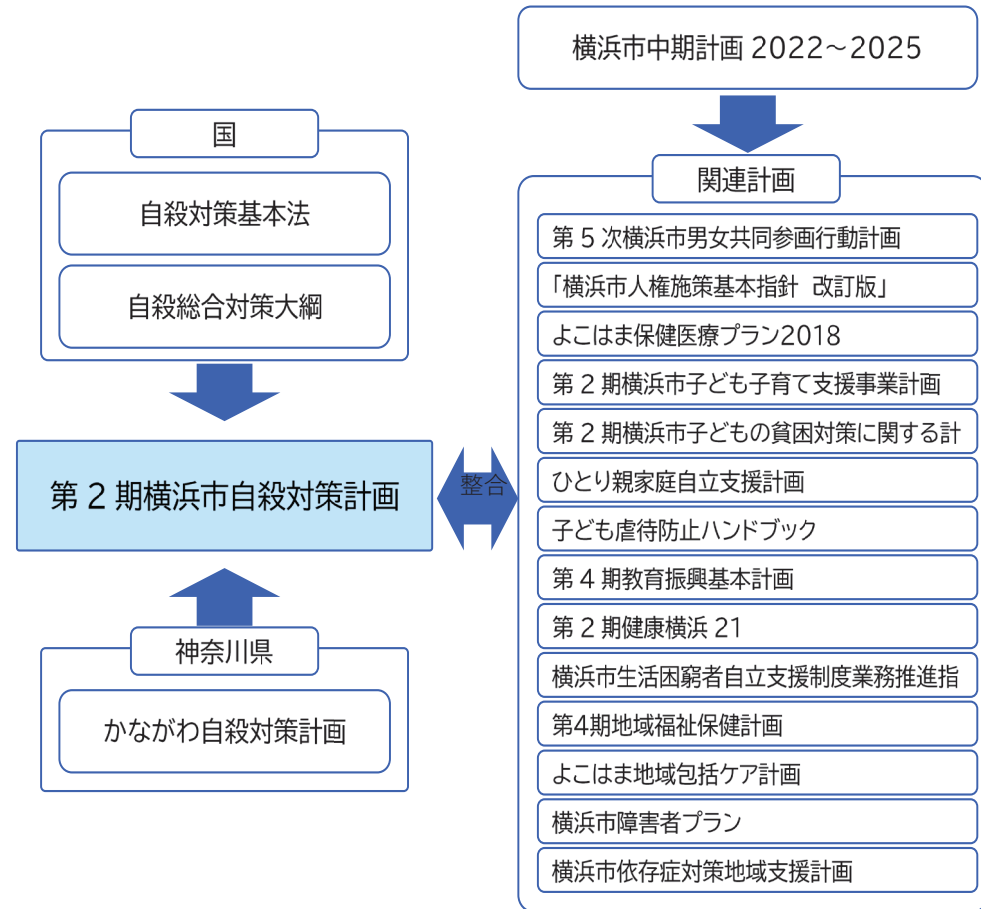
明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

自殺対策計画について

・自殺対策基本法第13条に基づき、本市における 自殺対策を総合的かつ効果的に推進 するため、市としての取組、関係者の取組等を定めた計画

・国の自殺総合対策大綱等を踏まえつつ、中期計画をはじめ、関連する計画と整合性を図りながら策定

- ・2019年度（平成31年度）に第1期計画を策定
- ・第2期計画の計画期間は令和6年度～令和10年度（5年間）



第2期計画の構成

第1章：計画策定の趣旨

趣旨、位置づけ、計画期間、推進体制、進行管理

第2章：横浜市の現状と課題等

横浜市における自殺の状況
調査結果等から見た横浜市の現状
第1期計画の評価と振り返り
横浜市の自殺対策における課題

第3章：横浜市の自殺対策における基本認識と取組の方向性

基本認識・基本方針
基本施策、重点施策（こども・若者・女性は重点検討課題）
数値目標（中期計画を踏まえた設定）

第4章：資料編

関連法制度、計画の策定体制、実施した調査概要

基本認識・基本理念

国の「自殺総合対策大綱」及び神奈川県「かながわ自殺対策計画」を踏まえ、以下の基本認識・基本理念とします。

基本認識

- ①自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ②自殺は、その多くが社会的な取組で防ぐことのできる問題である
- ③自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い
- ④年間自殺者数はピーク時と比較すると減少しているが、非常事態は続いている

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

第2期自殺対策計画の施策体系～5つの基本施策と3つの重点施策～

重点施策1

こども・若者の自殺対策の強化

若年層の悩みの解決に向けた相談体制の充実とともに、学校や家庭、地域におけるこどものSOSや悩みを受け止める取組の推進（取組数：42）

重点施策2

女性に対する支援の強化

ライフステージに応じた女性の悩みや生きづらさを受け止め、解決に向けて多様な機関の連携による支援体制の充実（取組数：32）

重点施策3

自殺未遂者への支援の強化

医療機関と連携し救急医療機関に搬送された自殺未遂者への支援とともに、救急医療機関へ搬送されなかった自殺未遂者をケアにつなげるための方策の検討（取組数：18）

基本施策1：自殺対策に関する情報提供・理解促進

困った時には誰かに援助を求めることが、社会全体の共通認識となること、また自殺が身近な問題であり、様々な要因が重なりあって自殺につながっていく実態を知ってもらうことを目的とした普及啓発の推進（取組数：35）

基本施策2：生きることの包括的支援の推進

不安や悩みに対する専門的な相談対応が可能な支援機関等へ適切につなげ、課題の解決に結びつくよう、相談支援の充実や各種専門相談窓口の情報提供の推進（取組数：101）

基本施策3：地域におけるネットワークの強化

各種会議等を活用し、多岐にわたる関係者が、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、情報や意識の共有を図りながら、相互の連携や協力体制を構築し、地域全体の取組として推進（取組数：98）

基本施策4：自殺対策を支える人材育成

知識の普及、人材育成を通じて、ゲートキーパーの養成を拡大・充実させていくとともに、必要な支援を提供できる関係機関につなげられる人材を増やす（取組数：25）

基本施策5：遺された人等への支援

自死（自殺）への偏見による遺族の孤立を防ぐ取組や、遺族が必要とする情報提供のほか、遺族同士が思いを分かち合う場の提供等の支援の充実（取組数：15）

第2期自殺対策計画の施策体系～施策を通じて期待される変化（分野別目標）～

5つの視点から施策・事業を通じて期待される人々の変化を整理することにより、各事業をより効果的に推進していきます。

普及啓発

- ◆市民から専門職まで幅広く、自殺対策に関する正しい知識を身につけている
- ◆自殺に関連する社会課題や予防の知識等の正しい認識が広がっている
- ◆自殺対策に関わる統計や調査が進められ、広く提供・周知されている
- ◆SOSの出し方やその重要性を身につけている

主な指標

- ✓ 地域自殺対策推進センターによる関係機関への技術援助件数
- ✓ 精神保健福祉研修受講者数

環境整備

- ◆各課題に対応した相談窓口が設置されており、市民に情報が周知されている
- ◆学校・家庭・職場・地域等の身近に居場所がある
- ◆多様な相談先(SNS等を含む)へ、アクセスしやすい環境が整備されている

主な指標

- ✓ インターネット上での相談窓口クリック数
- ✓ 悩み別相談先検索サイトの新規検討・構築

連携拡大

- ◆支援者が他支援機関や自殺に関する情報を把握・共有し、連携を取ることができている
- ◆それぞれの支援者が、他機関からの要請に対し、専門的な立場から相談支援に対応している

主な指標

- ✓ よこはま自殺対策ネットワーク協議会開催回数
- ✓ 横浜市内自殺対策連絡会議開催回数

技術向上

- ◆SOSの声や当事者の心情に寄り添った適切な対処方法を身につけている人が増えている
- ◆専門職・支援者が、自殺未遂者をはじめ個々人の課題に応じた適切な支援・ケアのスキルを身につけている
- ◆誰もがゲートキーパーの役割を担うことを自覚している

主な指標

- ✓ ゲートキーパーポータルサイトの新規検討・構築
- ✓ ゲートキーパー養成研修の実施回数

健康増進

- ◆暮らしの安全が守られ、心身の健康が保持増進されている
- ◆日常から心身の健康・メンタルヘルスの維持・向上に取り組む市民が増える

主な指標

- ✓ こころの健康に関する啓発動画再生数(累計)
- ✓ 心のサポーター養成者数

第2期自殺対策計画の特徴～中間目標と最終目標～

中間目標

1 必要な支援につながっている人の増加

当事者(自死遺族等含む)が、必要な支援を受けられている・相談することができる

【指標】・悩みやストレスについて誰にも相談できない人の割合

5.5%(令和4年度) → 5.5%以下(令和9年度)

・身近な人の死を経験し

①「人に話せず、悲しみを分かち合えなかった」の回答割合の低下

36.6%(令和4年度) → 36.6%以下(令和9年度)

②必要な情報が届かなかった」の回答割合の低下

46.6%(令和4年度) → 46.6%以下(令和9年度)

・孤独感の減弱(UCLA孤独感尺度)

8.5%(令和4年度) → 8.5%以下(令和9年度)

2 自殺に関する正しい意識を持つ人の増加

自殺対策が社会全体の取組として認識され推進されている

【指標】・「自殺は防ぐことのできる社会的な問題である」などの正しい認識を持つ人の割合 53.8%(令和4年度) → 53.8%以上(令和9年度)

・ネットワーク協議会や庁内連絡会議において、自殺の状況が共有され、連携した取組が推進されている(定性評価)

3 支援をしている人・団体の増加

多くの人が支援者となり、活躍している

【指標】・ゲートキーパー養成数(延べ数)

19,109人(令和5年12月末時点累計)→36,000人(令和10年度)

・ゲートキーパーの役割を發揮している人が増えている

ゲートキーパーの役割發揮事例の蓄積・見える化

最終目標

誰も自殺に追い込まれることのない
社会の実現

自殺する人の減少

【指標】自殺死亡率の減少

14.8 → 10.8以下 ※人口10万人あたり
(令和4年) (令和8年までに)

※国の大綱を踏まえ、目標を達成できた場合、
見直しを検討します。

自殺に追い込まれる人の減少

【指標1】自殺したいと思ったことがある人の減少

24.7% → 24.7%以下
(令和4年度) (令和9年度)

【指標2】自殺未遂の経験がある人の減少

28.2% → 28.2%以下
(令和4年度) (令和9年度)

依存症対策事業について

本年度は、令和3年度に策定した「横浜市依存症対策地域支援計画」に基づき、依存症対策の充実に向けて取組を進めました。

1 令和5年度の依存症対策事業の実施状況について

【主な状況】

- ・ 依存症専門相談件数は、やや減少傾向。
- ・ 支援者向け研修を4回開催、延べ256名参加。研修のプログラムの一つとして支援者向けガイドラインの活用講座を実施。
- ・ ゲームに関する啓発ちらしを小中学校全学年に配布。
- ・ 新たな依存症パンフレット「依存に悩んでいませんか」を作成。
- ・ 若年層向けの2本のアニメーション動画を制作。

詳細は、別紙4-1ページからの「令和5年度の依存症対策事業の実施状況」に記載しています。

2 令和5年度の横浜市依存症関連機関連携会議について

令和5年度は連携会議を3回開催しました。

第1回：8月29日（テーマ：横浜市依存症関連機関の活動計画等について）

第2回：1月30日（テーマ：行動依存を抱えている人への支援やつなぎ先を考える）

第3回：1月31日（テーマ：物質依存を抱えている人への支援やつなぎ先を考える）

詳細は、別紙4-6ページからの「令和5年度の横浜市依存症関連機関連携会議について」に記載しています。

3 横浜市依存症対策地域支援計画の中間評価について

地域支援計画（計画期間：R3～R7）の中間評価の実施方法について確認

- ・ 地域支援計画に示された6つの重点施策ごとにA～Cの3段階で評価します。
- ・ それぞれの重点施策に関連する取組のR3～R5の実績をもとに評価します。
- ・ 上記の方法で事務局が評価した内容を令和6年度第1回検討部会に諮り、決定します。

詳細は、別紙4-10ページからの「横浜市依存症対策地域支援計画の中間評価について」に記載しています。

4 令和6年度の依存症対策事業の事業計画について

【新規・拡充の主な取組案】

- ・ 地域支援計画の改定に向けて、依存症市民意識調査及び依存症嗜癖調査を実施。

- ・市内の民間支援団体等の一覧ホームページに掲載。
- ・令和4年度に制作した依存症家族向け動画をさらに普及させるためDVDの貸出を実施。
- ・民間支援団体等補助金の補助メニューにガイドライン情報提供活動を新設。
- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせ、市庁舎の展示スペースにおいて依存症の展示を実施

詳細は、別紙4-14 ページからの「令和6年度取組案について」に記載していません。

5 令和5年度第2回依存症対策検討部会（3月1日）について

委員改選後初の開催であったため、横浜市精神保健福祉審議会条例第7条に基づき、部会長及び副部会長の選出を行い、部会長を伊東委員、副部会長を長谷川委員に決定しました。

委員の構成は、別紙4-22「委員名簿」を参照してください。

<主な意見>

- ・女性のホスト依存が問題となっている。生活全体への支援が重要。専門相談員の相談について、女性の相談員が対応してくれるなど、女性に特化した対応もできるとよい。
- ・連携会議に司法書士会からも参加したい。
- ・民間支援団体の開催する支援者向けのセミナー等について、区役所で実際に窓口対応する職員になかなか来てもらえない。依存症についての知識があまりない支援者に聞いてもらいたい内容なので、そのような方にぜひ参加してもらいたい。
- ・教育機関における薬物問題が顕在化しているが、学校を含めた社会で支援していかなければならない問題である。最近、セミナーにも教育関係の支援者の参加が目立つ。今後は、連携会議に教育委員会などに参加してもらおうなど、教育現場に関わる支援者を巻き込んでほしい。
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教員においても依存症の知識に関するニーズが高まっている。教育関係の支援者に対する人材育成についても力を入れてほしい。

こころの健康相談センター等における
令和5年度の依存症対策事業実施状況について

<こころの健康相談センター及び精神保健福祉課が実施する取組>

実施月	事業・取組 【新規／継続】	取組詳細	対応する 重点施策
5月	ギャンブル等依存症家族向けセミナー	開催日時・場所：5月29日 横浜市技能文化会館 テーマ：家族が知っておきたいギャンブルにハマってしまう理由 講師：朝倉崇文氏（北里大学病院精神神経科医師） 佐藤しのぶ氏（NFCR ノンファミリーカウンセリングルーム 心理カウンセラー） 参加者：28人（ご家族、支援者）	3、4、5
5月～	ギャンブル等依存症相談窓口紹介カードの配布	依存症の簡易チェックリスト、相談窓口などを掲載したカードを配布し、配架を依頼。 配付先：各福祉保健センター、自助G、回復施設等	3
5月	公共交通における動画広告	相談を勧奨する動画を公共交通機関で放映。 [車内広告]：横浜市営地下鉄ブルーライン、相鉄線 [ホームドアビジョン]：みなとみらい線 （馬車道駅、元町・中華街駅） [掲示期間]：令和5年5月8日～5月21日	1、2、3
5月	・広報よこはま ・横浜市LINE等からの発信	・広報よこはま5月号で、ギャンブル等依存症啓発週間に合わせたセミナーや相談先について案内。 ・横浜市LINE等からのギャンブル等依存症啓発週間についての発信。	1、2、3
6月～	民間支援団体の活動紹介	こころの健康相談センター会議室を民間支援団体の活動を紹介する場として活用。 開催数：4団体7回開催	5
6月	・横浜市LINE等からの発信	8月1日開催する若年層家族向け依存症セミナーの受付開始時期について横浜市LINE等から発信。	3
8月	若年層依存症家族向けセミナー	開催日時・場所：8月1日 横浜市社会福祉センター テーマ：処方薬・市販薬依存 講師：青山久美氏（神奈川県立精神医療センター コ・メディカル部長、依存症診療科医師） 参加者：69人	3、4、5

9～ 10月	スキルアップ研修	<p><第1回> 開催日時・場所：9月11日 オンライン開催 テーマ：依存症の問題の背景にある個別性への理解 講師：田中剛氏（矢田の丘相談室代表） 中村勉氏（認定NPO法人ワンデーポート施設長） 参加者：91人</p> <p><第2回> 開催日時・場所：10月4日 オンライン開催 テーマ：家族の回復について 講師：田中剛氏 樋口温子氏（横浜断酒新生会） 参加者：62人</p> <p><第3回> 開催日時・場所：10月16日 オンライン開催 テーマ：当事者の回復について 講師：田中剛氏 小嶋洋子氏（女性サポートセンター Indah 代表） 参加者：65人</p>	4、5、 6
10月	依存症関連啓発資料の関係機関・団体への発送	<p>主に横浜市内の関係団体・機関・関連部署等へ、こころの健康相談センターで作成している広報物を発送し、実情に応じて配架・配布を依頼。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症って知っていますか？ ・家族のハンドブック ・依存症のお悩みを抱えるあなたへ ほか <p>456カ所へ8種類計9,427部発送</p>	1、2、 3、4、 6
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市LINE等からの発信 ・タウンニュースへの広告掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市LINE等からのアルコール関連問題啓発週間についての発信。 ・タウンニュース（11月9日号）にアルコール関連問題啓発週間の広告を掲載。 	1、2、 3
11月	アルコール依存症家族向けセミナーの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市営地下鉄主要駅に11月6日から11月12日の間、周知ポスターを掲載（あざみの駅、横浜駅、関内駅、上大岡駅、日吉駅、センター南駅、戸塚駅、中山駅）。 ・タウンニュースにセミナーの記事を掲載。 	3、4、 5

11月	アルコール依存症 家族向けセミナー	開催日時・場所：11月24日 横浜市社会福祉センター テーマ：家族のお酒の問題が心配なあなたへ 講師：湯本洋介氏（久里浜医療センター精神科医長） 参加者：26人	3、4、 5
11月	公共交通における 動画広告	相談を勧奨する動画を公共交通機関で放映。 車内広告：相鉄線、神奈中バス、横浜市営バス 掲示期間：11月1日～11月30日（相鉄線のみ11月 6日～11月12日）	1、2、 3
11月	デジタルサイネー ジにおける動画広 告	相談を勧奨する動画をデジタルサイネージで放映。 掲載場所：横浜駅みなみ通路デジタルサイネージ 掲示期間：11月13日～11月19日	1、2、 3
11月	ゲームに関する啓 発ちらしの作成・ 小中学校での配布 （教育委員会と共 同実施）	家庭でのゲームとの付き合い方を子どもと話し合い、 ルール作りをするきっかけとなること、また、ゲーム による問題がすでに起きている場合に相談につながる ことを目的とした、保護者向けのちらしを作成し、市 立の小中学校で配布。 配布対象：小中学校全学年（今年度から範囲拡大）	1、3
1月	SNS 広告の試行実 施	SNSで依存症に関連するワードをつぶやいた人に対 してこころの健康相談センターを案内するインターネ ット広告を表示する。	3
1月	新たな依存症 パンフレット作成	一般市民向けのパンフレット「依存に悩んでいません か」を作成。依存症の理解に向けた基本知識や相談先 についての情報を掲載。3月下旬より配布予定。	3
2月	リカバリースタッフ 向け研修	開催日時・場所：2月22日 オンライン開催 テーマ：気持ちを引き出す面接テクニック 講師：田中剛氏	5
3月	新たな若年層向け 普及啓発動画の作 成及び公開	主に若年層向けの依存症の正しい理解を促進する普及 啓発動画を制作し、動画サイト等で公開。	1、2、 3

3月	依存症関連啓発資料の関係機関・団体への発送	主に横浜市内の関係団体・機関・関連部署等へ、こころの健康相談センターで作成している広報物を発送し、実情に応じて配架・配布を依頼。 ・依存症って知っていますか？ ・家族のハンドブック ・依存症のお悩みを抱えるあなたへ ほか 494カ所へ11種類計47,268部発送予定	1、2、 3、4、 6
通年	若年層向け普及啓発動画の動画広告	若年層向けの依存症の正しい理解を促進する普及啓発動画をYouTubeインストリーム広告にて配信	1、2、 3
通年	インターネットリスティング広告	Yahoo!及びGoogleの検索エンジンでの依存症に関連する単語で検索された際に、こころの健康相談センターを案内するインターネット広告の表示	3
通年	メール相談支援事業	上記広告を活用し、背景に依存症の問題を抱えるハイリスク者を対象としたメール相談を実施	3
通年	家族等向け支援紹介動画の公開	家族等向け支援紹介動画のインターネット上及び市役所庁舎等での公開	1、2、 3
通年	依存症セルフチェックウェブページの公開	Web上で依存症の簡易スクリーニングテストができるページを公開。 依存対象：アルコール(AUDIT)、薬物(DAST-20)、ギャンブル等(SOGS)、インターネット(IAT)	3
通年	減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び普及啓発事業	横浜市立大学への委託事業で、市民総合医療センター内の減酒外来において、以下の取組を実施。 (1) 専門職員を配置し、通院患者・入院患者のアセスメント、依存症治療・支援へのつなぎ (2) 民間団体との連携及び支援情報の収集と整理 (3) 地域の医療機関の医療従事者向けに専門的な医療の知見を活かした研修、一般市民及び依存症者の家族等向けの普及啓発	1、2、 3、4、 5
通年	家族教室	月1回こころの健康相談センター会議室で実施。 (5月、8月、11月は公開セミナーを実施) 医療機関、民間支援団体等からの講師による講義・体験談、クラフト。回復施設等のスタッフもアドバイザーとして毎回参加。 延べ参加者：92人(2月時点)	5
通年	回復プログラム	全8回×2クールをこころの健康相談センター会議室で実施。延べ41人(2月時点) 回復施設等のスタッフもアドバイザーとして毎回参加。	5

通年	専門相談	専門相談員による電話・面接での相談 4月～1月分（速報値）	5																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主たる依存対象</th> <th>延べ件数</th> <th>(参考)R4計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルコール</td> <td>380</td> <td>493</td> </tr> <tr> <td>薬物</td> <td>155</td> <td>163</td> </tr> <tr> <td>ギャンブル等</td> <td>176</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>ゲーム</td> <td>50</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>188</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>949</td> <td>1202</td> </tr> </tbody> </table>		主たる依存対象	延べ件数	(参考)R4計	アルコール	380	493	薬物	155	163	ギャンブル等	176	244	ゲーム	50	64	その他	188	238
主たる依存対象	延べ件数	(参考)R4計																			
アルコール	380	493																			
薬物	155	163																			
ギャンブル等	176	244																			
ゲーム	50	64																			
その他	188	238																			
合計	949	1202																			
随時	連携会議	<第1回> 開催日時・場所：8月29日 神奈川県中小企業共済会館 テーマ：横浜市依存症関連機関連携会議の活動計画等について 有識者：小林桜児氏（神奈川県立精神医療センター副院長兼医療局長） 松崎尊信氏（久里浜医療センター精神科診療部長） 参加機関：48 機関 <第2回> 開催日時・場所：1月30日 横浜市こころの健康相談センター テーマ：行動依存の方への支援やつなぎ先を考える 有識者：松崎尊信氏 参加機関：16 機関 <第3回> 開催日時・場所：1月31日 横浜市こころの健康相談センター テーマ：物質依存の方への支援やつなぎ先を考える 有識者：小林桜児氏 参加機関：20 機関	4、5、6																		
その他	民間支援団体補助金	民間支援団体の活動を支援するため、団体が実施するミーティングや普及啓発、相談活動等の事業への補助金を交付 交付決定数：7団体 12 事業 （令和4年度：6団体 11 事業）	5																		

令和5年度 横浜市依存症関連機関連携会議について（報告）

1 横浜市依存症関連機関連携会議について

こころの健康相談センターでは、依存症対策事業の連携強化への取組の一つとして、令和2年度から依存症関連機関連携会議（以下、「連携会議」という）を開催しています。

今年度は全体会1回、テーマ別2回の合計3回開催しました。全体会では「最近の相談傾向や依存症支援の変化」など、テーマ別では「依存対象別（物質依存・行動依存）に関連する取組状況」などについて意見交換しました。

2 令和5年度 第1回連携会議（全体会）の実施報告について

(1) 日程・開催形式

令和5年8月29日（火）午後3時から午後5時まで 集合及びWEB併用

(2) 議題

横浜市依存症関連機関の活動計画等について

(3) 主な意見等

最近の相談傾向や各機関の取組状況などについて意見交換

【普及啓発】

- ・本人も家族もいっぱいいっばいで、周りが見えていない状況の場合が多い。本人や家族、周囲にいる人に届くよう、依存症の知識がない人でもわかりやすい啓発をしてほしい。
- ・今後は潜在的な依存症の問題を抱えている人と出会いやすいところとタイアップして、より効果的に広報することが求められる。

【相談傾向・取組等の状況】

- ・患者・相談者は若年化しているが、アルコールの専門医療機関や回復施設では中高年・高齢者の相談や出口支援が難しいケースも増えている。啓発の効果か、早期に受診する人も増加傾向にある。
- ・借金から闇金、闇金から闇バイト、マルチ商法、新たな金融の問題などの複雑な借金問題や、「依存症の相談なのか？」といった内容の相談が増えている。
- ・若年層は、依存症よりも思春期問題と捉えた方が支援を受けやすい傾向もある。
- ・身近な支援機関でも、成育歴や家庭状態を聴き取り、必要な支援につなぐことが求められる。また、複数の機関が関わっている場合、互いの考えを聞くことも連携につながる。

【啓発週間等での取組】

令和6年度は、市庁舎展示スペースの利用予約ができた時に依存症パネル展を実施し、各機関・団体にも活動を紹介する配架物を揃えていただき一緒に啓発したい。

【横浜市依存症関連機関一覧の作成】

- ・依存症関連機関一覧は、市民向けと支援者向けの2種類あると活用しやすい。
- ・市民向けは見やすくわかりやすいデザイン、支援者向けは詳細な情報を載せてほしい。

【第1回連携会議のまとめ】

- ・相談者の若年化や借金問題の拡大など、これまでとは困り感が異なる層に移行しつつある中で、依存症支援の従来の手法や経験のみでは対応し切れない相談も増えている。
- ・依存症が多様化・複雑化しており、自機関のみで対応するのは困難となっており、今後ますます連携会議等を通じた密な連携が求められている。そのため、現状の連携会議の参加機関に、関連する機関をどのように巻き込んでいくかなどの検討が必要となってきた。

3 令和5年度 第2・3回連携会議（テーマ別）の実施報告について（速報）

(1) 日程・開催形式

- 第2回：令和6年1月30日（火）午後3時から午後5時まで 集合及びWEB 併用
- 第3回：令和6年1月31日（水）午後3時から午後5時まで 集合及びWEB 併用

(2) 議題

- 第2回：「行動依存を抱えている人への支援やつなぎ先等を考える」
(有識者) 久里浜医療センター 松崎尊信 先生
- 第3回：「物質依存を抱えている人への支援やつなぎ先等を考える」
(有識者) 神奈川県立精神医療センター 小林桜児 先生

(1) 主な意見等

【第2回】

- ・コロナ禍以降、オンラインギャンブル、FX等に関する相談が増加している。
- ・犯罪や多額な借金問題など自機関では対応が難しい相談内容もあり、弁護士など専門家と相談しながら対応している。
- ・ギャンブル依存は男性が圧倒的に多いため、女性を対象とした支援の提供は課題になる。
- ・ホストやアイドルなど人への依存や買い物等、複数の依存行動があるケース、発達障害や精神疾患が背景にあるケースもあり、支援する内容も幅広くなっている。
- ・表面上の依存行動の課題だけでなく背景に様々な生きづらさが混在していて、適したつなぎ先が見つかりにくいケースもあり、仕組みや制度からこぼれ落ちないように、どのように支えていくかが課題となる。

【第3回】

- ・高齢者のアルコール依存は、生活の困りごとや介護に関する内容から相談につながる場合もある。依存症の治療やプログラムへの適応は困難なことが想定される。近隣の高齢者施設や就業継続の施設など、地域で連携して支援しているケースもある。
- ・身近な支援者（医療職やスクールカウンセラーなど）も、依存症支援の知識をもつことが求められる。それぞれが集まる機会や場を活用して学習することも必要ではないか。
- ・若年者の薬物依存（大麻、市販薬・処方薬）の相談が増え、年々低年齢化している。
- ・子の親、さらにその親も依存行動や生活面の課題があり、依存が連鎖しているケースもある。子どもの頃から自分自身の心と体を大切にする教育、居場所づくり、依存しなくてもよくなるよう日常生活の充実感への支援が必要になる。

【第2回・3回のまとめ】

- ・相談内容が複雑かつ多様化しており、当事者と支援者だけでなく、支援者同士もつながりをつくりそれぞれの専門性や役割分担をしながら協力して支援していくことが必要である。
- ・子どもや高齢者等の場合、通常の依存症治療やプログラムより、居場所づくりや日常生活の充実に向けた支援などが優先されるケースもある。
- ・若年層を中心に、自分の感情に気づいたり言葉で伝えることが困難でグループに馴染めず、まずは一対一の関係から始まるケースも増えている。

4 次年度の連携会議について

- ・令和6年度も継続して連携会議を開催します。引き続き現場の意見を丁寧に伺いながら、参加機関・団体とのネットワークの構築を図っていきます。
- ・開催にあたっては、内容に応じて形態を工夫しながら開催していきます。
- ・依存症関連機関一覧の作成や啓発週間の取り組みを通じ、依存症の理解に向けた普及啓発活動に取り組んでいきます。

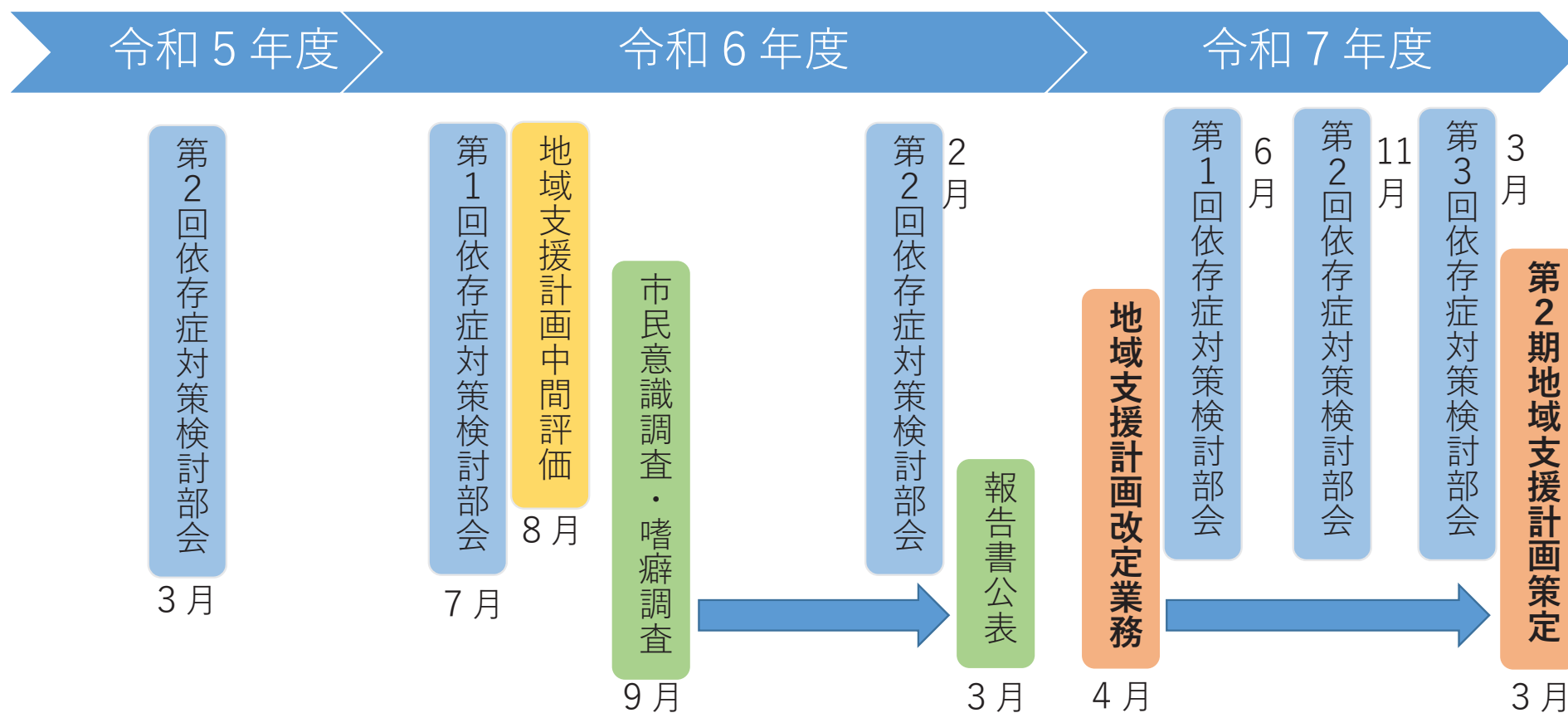
5 令和5年度 横浜市依存症関連機関連携会議 参加機関・団体一覧

		団体名等
1	有識者	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター
2	有識者	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター
3	自助グループ	AA 横浜地区メッセージ委員会
4	自助グループ	横浜断酒新生会
5	家族会	横浜断酒新生会（家族会員）
6	自助グループ	ナルコティクスアノニマス 南関東エリア
7	自助グループ	ナラノン・ファミリー・グループ ジャパンNSO
8	家族会	NPO 法人横浜ひまわり家族会
9	自助グループ	GA（日本インフォメーション）
10	自助グループ	ギャマノン
11	家族会	全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川
12	自助グループ	あざみ野ファミリー12ステップ
13	専門医療機関	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター
14	専門医療機関	医療法人誠心会神奈川病院
15	専門医療機関	医療法人社団祐和会 大石クリニック
16	医療機関	公立大学法人横浜市立大学附属 市民総合医療センター
17	医療機関	横浜市立市民病院 神経精神科
18	回復支援施設	NPO 法人 RDP RDP 横浜
19	回復支援施設	NPO 法人あんだんて 女性サポートセンターIndah(インダー)
20	回復支援施設	NPO 法人ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル
21	回復支援施設	NPO 法人市民の会 寿アルク
22	回復支援施設	NPO 法人ステラポラリス
23	回復支援施設	ダルク ウィリングハウス
24	回復支援施設	日本ダルク神奈川

25	回復支援施設	NPO 法人ヌジュミ デイケアセンターぬじゅみ
26	回復支援施設	NPO 法人 BB 横浜市地域活動支援センターBB
27	回復支援施設	一般社団法人ブルースター横浜
28	回復支援施設	一般社団法人 HOPE
29	回復支援施設	NPO 法人横浜依存症回復擁護ネットワーク 横浜リカバリーコミュニティー
30	回復支援施設	NPO 法人横浜ダルク・ケア・センター
31	回復支援施設	NPO 法人横浜マック 横浜マックデイケアセンター
32	回復支援施設	株式会社わくわくワーク大石
33	回復支援施設	認定 NPO 法人ワンデーポート
34	関連機関	NPO 法人のびの会
35	支援機関	社会福祉法人同愛会地域活動ホームくさぶえ 都筑区基幹相談支援センター
36	支援機関	社会福祉法人神奈川県匡済会 横浜市踊場地域ケアプラザ
37	支援機関	公益社団法人総合保健医療財団 横浜市港北区生活支援センター
38	支援機関	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市高次脳機能障害支援センター
39	支援機関	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター
40	行政機関	法務省 横浜保護観察所
41	行政機関	横浜市港南区福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当
42	行政機関	横浜市泉区福祉保健センターこども家庭支援課
43	行政機関	横浜市旭区福祉保健センターこども家庭支援課
44	行政機関	横浜市都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課 障害支援担当
45	行政機関	横浜市鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課 障害者支援担当
46	行政機関	横浜市健康福祉局生活支援課
47	行政機関	横浜市中区福祉保健センター生活支援課
48	行政機関	横浜市南部児童相談所

横浜市依存症対策地域支援計画 の中間評価について

地域支援計画の今後のスケジュール（案）



地域支援計画中間評価（案）について

	重点施策	モニタリング指標	成果	評価
一次支援 (予防・普及啓発)	重点施策1 予防のための取組	・若年層に向けた学校等での依存症の正しい理解や予防のための取組や、区役所をはじめとしたさまざまな身近な支援者による依存症に関する普及啓発、情報提供が行われているほか、心身の健康を保つための相談支援や様々な生活課題への支援が行われている。	・ゲーム障害関連リーフレットの配布。 ・区役所等の関係機関における依存症関連リーフレット・チラシの配架・配布。	
	重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	・メディアやインターネットを活用した依存症の正しい理解や誤解・偏見を解消するための情報発信や、民間支援団体等による講演会・セミナー等が定期的に行われている。	・動画サイト、電車広告デジタルサイネージなどで依存症の正しい理解を促進する普及啓発動画の広告を配信。 ・民間支援団体補助金を活用した講演会・セミナー等が定期的に行われている。	
二次支援 (早期発見・早期支援)	重点施策3 相談につながるための普及啓発	・メディアやインターネットを活用した相談につながる情報発信や、Web上でのチェックリスト等による相談勧奨を行うことで、依存症の本人や依存症が疑われる人とその家族等が適切な相談支援機関へつながるための情報提供が行われている。	・検索エンジンで依存症関連ワードを検索した際に依存症メール相談につなぐ広告を表示。 ・依存症セルフチェックによる相談勧奨	
	重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	・支援者間の情報や課題の共有を通じたネットワーク構築や、依存症を抱える人の発見と重層的な支援体制構築に向けた連携会議が定期的に行われている。 ・身近な支援者から専門的な支援者等へのつなぎを行うためのガイドラインが構築されている。	・連携会議の開催 ・支援者向けガイドラインの策定	
三次支援 (回復支援)	重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組	・回復へのきっかけづくりや、依存症について学び回復や対応方法を考える回復プログラムや家族教室が開催されている。 ・民間支援団体等が、団体間や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援が提供されている。	・依存症回復プログラム「WAI-Y」の実施。 ・依存症家族教室の実施。 ・民間支援団体補助金を活用したミーティングや相談会の実施。	
	重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組	・地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築のため、身近な支援者と専門的な支援者による回復支援の様々な事例の収集と共有が図られている。	・連携会議における事例検討など支援に係る情報の収集と共有。 ・依存症回復支援団体の活動紹介による各団体の活動内容の共有。	

評価基準

A：目標が達成できている

B：目標は概ね達成できているが、さらなる取組の強化が必要

C：目標が達成できておらず、取組の見直しも含めた改善が必要

重点施策		成果	年度	実績
一次支援 (予防・普及啓発)	重点施策1 予防のための取組	ゲーム障害関連リーフレットの配布 ・家族で考えよう!ゲームとのつきあい方	R3	市内〇〇校の小中学校(小3~中3)に〇〇部配布。
			R4	市内〇〇校の小中学校(小3~中3)に〇〇部配布。
			R5	市内〇〇校の小中学校(小1~中3)に〇〇部配布。
		区役所等の関係機関における依存症関連リーフレット・チラシの配架・配布 ・依存症って知っていますか ・依存症のお悩みを抱えるあなたへ ・依存症家族教室のご案内 ・横浜版依存症回復プログラムWAI-Yのご案内ほか	R3	区役所、医療機関等の〇〇機関に〇〇部配布。
			R4	区役所、医療機関等の〇〇機関に〇〇部配布。
			R5	区役所、医療機関等の〇〇機関に〇〇部配布。
	重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	動画サイト、電車広告デジタルサイネージなどで依存症の正しい理解を促進する普及啓発動画の広告を配信	R3	交通広告、デジタルサイネージ、Youtube広告等で配信。 ※詳細は別紙
			R4	交通広告、デジタルサイネージ等で配信。 ※詳細は別紙
			R5	交通広告、デジタルサイネージ、Youtube広告等で配信。 ※詳細は別紙
		民間支援団体等による講演会・セミナーの実施が定期的に行われている	R3	民間支援団体補助金により、〇団体が〇回開催。 ※詳細は別紙
R4			民間支援団体補助金により、〇団体が〇回開催。 ※詳細は別紙	
R5			民間支援団体補助金により、〇団体が〇回開催。 ※詳細は別紙	

- ・令和3年度から令和5年度までの実績を成果項目ごとにリスト化
- ・講演会やセミナー、広告等の実績は別紙で詳細をまとめる

令和6年度の取組案について

1、地域支援計画の改定に向けた調査

令和8年度の依存症対策地域支援計画の改定に向けて2つの調査を実施します

①依存症市民意識調査

依存症に対する市民の認識・意識、本市がこれまで実施してきた普及啓発の効果等を調査します

- ◇調査対象 16歳以上75歳未満の横浜市民5,000人
- ◇抽出方法 住民基本台帳を基に無作為抽出
- ◇調査方法 調査票を郵送し、郵送回答又はインターネット回答により回収
- ◇実施時期 令和6年9月から10月にかけて調査実施、3月公表
- ◇質問例 あなたのストレス解消法を教えてください
あなたが見たことのある広告を教えてください

など

※全て現時点での予定です

②依存症嗜癖調査

市内の医療機関等に対して、依存症が疑われる患者等における依存対象の種類、早期発見・早期支援に係るニーズの調査、医療機関等における依存症治療・回復支援に係る課題等の調査を実施します。

◇調査対象 A 精神科・心療内科 約350件
 B その他診療科 約2,900件

◇調査方法 ①と同様 ただしAとBそれぞれ別の調査票を送付

◇実施時期 令和6年9月から11月にかけて調査実施、3月公表

前回調査より詳細に依存症が疑われる患者数が把握できるような調査にしたいと考えています

※全て現時点での予定です

嗜癖調査イメージ

令和3年度調査

問6. 2020年10月1日から2021年9月30日の1年間において、貴診療所（病院の場合は貴診療科）の全ての患者の中で、何らかの依存症が疑われる患者（※）（以下、「依存症が疑われる患者」という）が来院・入院された頻度を教えてください。（1つだけ○）
（※）他の医療機関で依存症との確定診断を受けている患者は除外してご回答ください。

1. かなりある（ほぼ毎週ある）	2. ある（ほぼ毎月ある）	3. 少ないがある（年に数件程度）
4. ない	5. わからない	

→ 4ページの問13へお進みください。

※問7～問12は、問6で「1. かなりある（ほぼ毎週ある）」～「3. 少ないがある（年に数件程度）」と回答した方のみご回答ください。（その他の方は問13へお進みください。）

問7. 当該患者において、疑われる依存症の種類を教えてください。（すべてに○）

1. アルコール依存症	2. 薬物依存症	3. ギャンブル等依存症
4. その他（		5. 依存対象等が不明



それぞれの疑われる依存症の種類において、どのくらい患者がいるのかまで把握できない。

令和6年度調査

問1 2023年10月1日から2024年9月30日までの1年間において貴診療所（病院の場合は貴診療科）の全ての患者の中で依存症が疑われる患者の人数を教えてください

2023年10月1日から2024年9月30日の患者数

人

問2 問1のうち、それぞれの疑われる依存症の種類を教えてください（複数回答可 依存対象が不明な場合は回答不要）

アルコール依存症

人

薬物依存症

人

ギャンブル等依存症

人

ゲーム依存

人

その他（

人

）

2、連携団体リスト

市内の民間支援団体等の一覧をHPに掲載します。

相談時間や相談内容、実施しているプログラム等に加えて、各団体のPRポイントを掲載することで、当事者や家族がひと目でそれぞれの団体の特徴を捉えることができるリストにします。

イメージ

2 神奈川区基幹相談支援センター 身知精

住所	神奈川区原町1-7-3 ARSビル3階
TEL・FAX	TEL 045-548-4600・FAX 045-548-4653
運営主体	社会福祉法人 若竹大野会 かながわ地域活動ホームの会の協賛
相談時間	平日 8時30分～17時00分 ※休診等土日や相談時間外もご希望の場合は、ご相談ください。
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> 暮らし・家族・仕事・余暇・お金・将来のこと・福祉サービス利用や成年後見申立てについて 横浜在住の障害や高齢の方やご家族のご相談 精神障害や地域の方々からのご相談 上記以外のことや悩み、不安など
URL	なし
ひとことメッセージ	区役所福祉推進センターや生活支援センター・精神障害・地域の方々と連携しながら、障害があっても安心して暮らしていける地域づくりをめざしています。 子供の有無や年齢に関わらず、障害のある方やご家族の方のお困り事などがございましたらお気軽にご相談ください。
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 東急東横線「原町駅」より徒歩4分 市営バス7・20・31・36・38・39・59・82系統「二ツ谷町」下車3分 / 35・50系統「原町」下車1分




3 神奈川区(精神障害者)生活支援センター 精

住所	神奈川区原町1-9-4 はーと加神原14階
TEL・FAX	TEL 045-322-2907・FAX 045-322-2908
運営主体	公益財団法人 横浜市新合併推進財団
相談時間	受付 09時00分～21時00分(毎月第1日曜日の休館日も含む) 電話相談 10時00分～13時00分 14時00分～20時00分
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> 直接相談・電話相談・電話相談・訪問や同行の支援 活動場所の提供 タクシー・入浴・インターネットサービスの提供 福祉サービスの利用調整(精神相談支援事業) 病院からの帰宅支援(地域移行・地域定着支援事業) 自立生活アシスタント事業・自立生活実践事業
URL	https://yccc.jp/mental/life-support/kanagawa/
ひとことメッセージ	精神障害がある方をはじめ、そのご家族や地域の方、障害者に対して「精神障害者支援に関する様々な相談」をお受けしています。 相談方法は、お電話していただく直接相談だけではなく、ご自宅への訪問や医療機関等への同行支援も随時に行なっています。 ご本人やご家族だけでなく、気軽にご相談ください。
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 東急東横線「原町駅」/ JR「神奈川駅」より徒歩10分 市営バス7・20・31・36・38・39・59・82系統「二ツ谷町」下車2分




3、依存症家族向け動画の活用

昨年度制作した家族向けの啓発動画（11分程度）について、来年度はDVDを貸し出しできるようにします。

ミーティングやセミナー、講演会の開始前の時間に放映していただくなどしてご活用ください。



- ①これまでの関わり方
- ②依存症の正しい知識を得る
- ③本人への関わり方を学ぶ
- ④相談する・つながる・支えあう
- ⑤依存症の相談先

4、民間支援団体等補助金について

・補助メニューの変更

団体相談支援活動を廃止し、新たにガイドライン情報提供活動を新設します。

・ガイドライン情報提供活動

支援者向けガイドラインの購入費用（660円）を全額補助（上限8万円（およそ120冊））。民間支援団体の皆様からもセミナーやミーティングなどの場で支援者の皆様に配布していただくことでガイドラインのさらなる普及を図ります。

・申請様式の見直し

今年度の申請の際に、申請者の皆様からいただいたご意見をもとに申請書等を作成しやすく簡素化したものに改めます。

5、市庁舎展示について

横浜市庁舎の展示スペースにおいて、令和6年5月15日（水）から令和6年5月21日（火）までの1週間、依存症の基本的な知識のポスターの掲出や民間支援団体等の皆様のリーフレット等の配架、依存症啓発動画の放映など、依存症の啓発展示を実施します。

場所：横浜市役所 1階展示スペースB

各機関で配布可能なリーフレット（2種類まで）があれば、配架いたします。



依存症対策検討部会 委員名簿

	委員氏名	役職
審議会委員 (依存症対策検討部会部会長)	いとう ひでゆき 伊東 秀幸	田園調布学園大学 人間科学部心理学科 教授
審議会委員 (依存症対策検討部会副部会長)	はせがわ よしお 長谷川 吉生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
審議会委員	あまがい とおる 天貝 徹	横浜市医師会常任理事 (あまがいメンタルクリニック院長)
審議会委員	いじま ともし 飯島 倫子	神奈川県弁護士会 横浜あかり法律事務所
審議会委員	さえき たかし 佐伯 隆史	医療法人 誠心会 理事長 神奈川病院
臨時委員	うへはら のりあき 植原 憲明	神奈川県司法書士会 副会長・法務総合事業部長
臨時委員	おおいし まさゆき 大石 雅之	医療法人社団 祐和会 大石クリニック 院長
臨時委員	おかだ みつお 岡田 三男	NPO 法人 横浜ひまわり家族会 理事長
臨時委員	くぼい なおみ 久保井 尚美	NPO法人RDP RDP横浜マネージャー
臨時委員	くりす じろう 栗栖 次郎	一般社団法人 HOPE 代表理事
臨時委員	こばやし おうじ 小林 桜児	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター副院長兼医 療局長兼臨床研究部長
臨時委員	さいとう つねお 斎藤 庸男	神奈川県精神神経科診療所協会 会長 (さいとうクリニック 院長)
臨時委員	さとう しのぶ 佐藤 しのぶ	NFCR ノンファミリー カウンセリングルーム
臨時委員	すだ あきら 須田 顕	横浜市立大学附属市民総合医療センター 精神医療センター部長
臨時委員	なかむら つとむ 中村 努	NPO 法人 ワンデーポート 理事・施設 長
臨時委員	ひえだ りか 稗田 里香	武蔵野大学人間科学部社会福祉学科教授
臨時委員	ひぐち あつこ 樋口 温子	横浜断酒新生会
臨時委員	まつざき たかのぶ 松崎 尊信	独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター精神科 診療部長

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた 令和5年度の取組状況について（報告）

1 市自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」の開催

区の協議の場における課題解決に向けた取組や、区域だけでは解決困難な課題の抽出・検討、市域における課題解決に向けた取組等についての助言を求めるため、市自立支援協議会の部会として、「地域移行・地域定着部会」を設置しており、令和5年度は2回開催しました。

日時	内容
令和5年6月23日(金) 19:00～20:30	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた構築取組シートについて ・生活支援センター機能標準化の効果検証について（報告）
令和5年12月5日(火) 19:00～20:30	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者が暮らしやすい地域づくりに向けて ・精神障害者ピアスタッフ推進事業について（報告）

2 各区における協議の場への取組について

(1) 各区の取組状況の把握及び推進について

18区の協議の場において、区ごとの目標設定や振返りを行うため、構築取組シートを作成しています。また、各区の取組状況を共有することで、取組みの推進を図っています。

(2) 3機関合同連絡会の開催について

市の方向性や各区の取組状況の共有およびシステム構築に向けた共通認識と理解を深めるため、区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センター連絡会を開催しました。

日時	内容
令和5年11月21日(火) 13:00～17:05	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会、地域生活支援拠点、にも包括の報告書から分かったことについて ・自立支援協議会、にも包括に関する区の取組発表 ・協議の場の運営について ・グループワーク

3 区協議の場推進のためのアドバイザー事業について

区においては、地域課題の抽出および共有、到達目標を設定し、解決に向けた取組をおこなっていくために、協議の場を計画的に開催しています。昨年度に引き続き、今年度についても、課題抽出をして構造化していくための助言や今ある連携体制を効果的に活用するための助言等を目的にアドバイザー事業が利用され、その結果、取り組みが具体化されたり、議論が活発になったりと一定の効果がみられました。区協議の場における課題は多種多様であり、区の特性に合わせたアドバイスを伴行的に行っていく必要があります。次年度以降も引き続き、区協議の場を推進するためにアドバイザー事業を実施していきます。

令和5年度精神障害者ピアスタッフ推進事業について(報告)

1 事業概要・方向性

精神障害者の一層の地域移行と、精神障害のある人等が地域で安心して自分らしく暮らしている地域づくり、支援体制の整備を推進していくために、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(以下、にも包括)の構築」を進めています。

その取組の一つとして、「**精神障害者ピアスタッフ推進事業**」を開始し、ピアサポート※1による支え合いの仕組みを構築するために、ピアスタッフ※2の育成を進め、ピアスタッフの活躍できる体制づくりを行い、相談支援体制の充実、にも包括の構築を推進します。

事業の実施にあたってはにも包括の取組を中心的に行い、退院サポート事業や自立生活アシスタントなどピアスタッフの活躍できる場面の多い精神障害者生活支援センター(以下、生活支援センター)にてモデル的に実施します。病気や障害の経験を持ち、自身の経験を活かして相談支援に従事する職員として雇用された方をピアスタッフとして育成していきます。

※1 ピアサポートとは…「支援をする人」「支援を受ける人」という関係性ではなく、障害や病気により様々な思いを抱える人が、同じような経験をした人との対等な関係性の中で支え合うこと

※2 ピアスタッフとは…ピアサポートの感覚を大切にしながら雇用契約を結び、障害や病気による経験を活かし、事業所などで働く人

2 今年度の取組内容について

本事業は大きく分けて3つの取組を行い、ピアスタッフの育成と合わせ、ピアスタッフと支援者が協働を行える土壌づくりを行っており委託にて事業を実施しています。

(1) ピアスタッフ、生活支援センター職員向け新任研修・実践研修の実施

ピアスタッフとして働くにあたり、必要な知識等を得ることと合わせ、リカバリーについて理解を深め、ピアスタッフ自身もリカバリーしながら、相談支援を行えるようにします。また、生活支援センター施設長、職員はピアスタッフとどのように協働するとよりよい支援につながるかを考え、ピアサポートについて理解を深めていくことを目的として実施しました。

【今年度実績】

ア 精神障害者ピアスタッフ、精神障害者生活支援センター職員向け新任研修

日時:令和5年8月4日(金) 13:30~17:10

参加者数:参加者 23名、事務局10名、計 33名 ※生活支援センター 10か所

(参加者内訳:ピアスタッフ8名、施設長4名、ピアスタッフ以外の職員11名)

イ 精神障害者ピアスタッフ、精神障害者生活支援センター職員向け実践研修

開催日時:令和5年12月1日(金) 13:30~

参加者数:参加者 18名、事務局 20名、計 38名 ※生活支援センター 9か所

(参加者内訳:ピアスタッフ6名、施設長4名、ピアスタッフ以外の職員8名)

(2) ピアスタッフ、施設長等に対してフォローを行う巡回相談の実施

生活支援センターにて雇用されたピアスタッフ、一緒に働く施設長、職員に対し、巡回相談員を派遣し、関係調整、助言などを行うことで、お互いに支え合える体制づくりを支援します。また、最終的には巡回相談がなくとも、職場でピアスタッフ、施設長、職員がお互いに支え合うことができ、協働できるようになることを目的として実施しました。

【今年度実績】

新たに雇用されたピアスタッフを対象に、令和5年6月から毎月開催
2名体制で生活支援センターへ訪問。ピアスタッフ、施設長と面談。

(3) 精神障害者ピアスタッフ同士の連絡会の運営、開催

ピアスタッフ同士が定期的集まり、今感じている不安や疑問、楽しさを分かち合うことで、ピアスタッフ同士がお互いに支え合える体制づくりを行うことを目的としています。

【今年度実績】

開催日時:令和6年3月1日(金)15時~17時

対象者:生活支援センターにて相談支援に従事する職員として雇用されているピアスタッフ

実施内容:

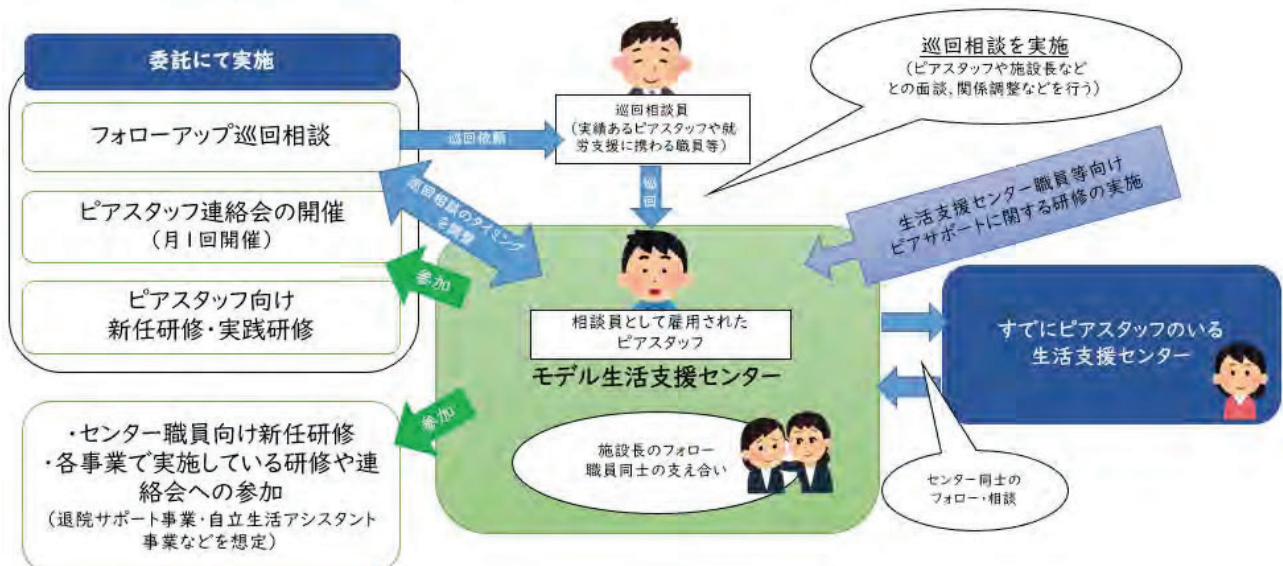
- ・ピアスタッフと、ファシリテーターからなるグループと、事務局グループに分かれて実施。
- ・不安や疑問、楽しさなどについて意見交換

3 今後について

育成スキーム、フォロー体制などについては都度見直しを行いながら、よりよい事業の体制を構築していきます。また、育成後の精神障害者ピアスタッフが支援に入ることによる効果検証を踏まえ、さらなる活躍の場を検討していきます。

将来的には身体障害、知的障害などのピアスタッフ育成に活かせるものとなり、基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所などへピアスタッフの活躍の場が広がっていくことを目指します。

精神障害者ピアスタッフ推進事業について





令和6年度

予算概要

健康福祉局

健康福祉局予算案の考え方

超高齢社会が進展し人口減少の局面を迎え、さらに地域のつながりが希薄化していく中、いわゆる「8050問題」や「孤独・孤立」、「身寄りのない高齢者」など、福祉・健康分野における課題は多様化・複雑化しており、分野を超えた包括的な対応が求められています。

このような状況の中で、市民生活の安心・安全を確保するため、「横浜市中期計画 2022～2025」をはじめとする各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施します。また、10年、20年先を見据え、データ活用やDXの推進により、将来にわたって持続可能な施策の充実を目指し、各種取組を推進していきます。

5つの柱と主な取組

1 地域福祉保健の推進

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを地域と共に進めるため、地域人材への支援を進めるとともに第5期横浜市地域福祉保健計画の取組を推進し、区計画の策定を支援します。さらに、多様化・複雑化する地域の課題に対応していくため、専門職の人材育成支援や福祉保健センターのあり方について検討を進めます。また、パーキングパーミット制度を導入し、インクルーシブな社会の実現を目指します。地域ケアプラザについては、利便性の向上及び職員の業務効率化を図るため、施設予約のシステム化に向けた調査・研究を行います。

2 高齢者保健福祉の推進

高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるよう、よこはまポジティブエイジング計画に基づき、高齢者保健福祉施策を推進します。特別養護老人ホームの待機者対策を強化するとともに、総合的な介護人材確保対策を進めます。また、保健事業と介護予防の一体的実施による一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策を行います。さらに、認知症に関する正しい知識の普及を図り、社会の理解を深めるとともに、認知症の方やご家族等を支援する取組を進めます。敬老特別乗車証については、IC化により収集した利用実績データの分析をもとに、引き続き、制度の検討を進めます。

3 障害者施策の推進

障害のある人が自らの意思により自分らしく生きることができるよう、第4期障害者プランの取組を推進します。医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等とご家族が身近な地域で安心して生活できるよう、市内4館目となる多機能型拠点を開所するとともに、5館目の整備に向けた検討を進めます。また、国の補装具費支給制度の対象とならない方への支援を行います。依存症対策、障害者虐待の防止や障害者差別解消法への取組、第2期自殺対策計画に基づく総合的な自殺対策など、社会情勢を踏まえた対応を一層進めます。

4 生活基盤の安定と自立の支援

様々な事情により生活にお困りの方からの相談を広く受け止め、自分らしく安定した生活の実現に向けて、福祉・就労・家計改善支援などにより生活困窮者の自立支援を推進し、暮らしを支えるセーフティネットを確保します。ひきこもり支援については、当事者・家族支援に確実に取り組みます。また、国の低所得者支援に基づく給付金の支給に着実に対応していきます。

5 健康で安心な暮らしの支援

第3期健康横浜21に基づき、健康寿命の延伸を目指し、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりの取組を進めるとともに、健康づくりに関する情報を効果的に発信するための広報・プロモーションを行います。また、墓地の需要や増加する火葬需要に対応するため、市営墓地の整備や使用者募集を実施するとともに、引き続き5か所目の市営斎場整備を着実に進めます。

市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標に、職員一丸となって取り組んでいきます。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	5年度	6年度	増△減	増減率 (%)	備考
7款 健康福祉費	358,330,786	362,077,981	3,747,195	1.0	
1項 社会福祉費	52,709,307	52,029,561	△ 679,746	△ 1.3	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費、葬務費
2項 障害者福祉費	135,638,661	140,073,665	4,435,004	3.3	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項 老人福祉費	17,662,443	13,672,541	△ 3,989,902	△ 22.6	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項 生活援護費	134,651,740	136,947,502	2,295,762	1.7	生活保護費、援護対策費
5項 健康福祉施設整備費	7,672,087	8,855,428	1,183,341	15.4	健康福祉施設整備費
6項 健康推進費	9,996,548	10,499,284	502,736	5.0	健康づくり費、地域保健推進費
19款 諸支出金	126,492,382	129,506,065	3,013,683	2.4	
1項 特別会計繰出金	126,492,382	129,506,065	3,013,683	2.4	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	484,823,168	491,584,046	6,760,878	1.4	

(特別会計)

国民健康保険事業費会計	323,020,354	307,982,954	△ 15,037,400	△ 4.7
介護保険事業費会計	328,344,470	341,376,098	13,031,628	4.0
後期高齢者医療事業費会計	91,751,276	101,735,632	9,984,356	10.9
公害被害者救済事業費会計	35,151	33,483	△ 1,668	△ 4.7
新墓園事業費会計	1,425,432	2,279,038	853,606	59.9
特別会計計	744,576,683	753,407,205	8,830,522	1.2

健康福祉局一般会計予算の財源

	5年度	6年度
特定財源	(46.5)	(46.1)
一般財源	(53.5)	(53.9)
合計	(100)	(100)
計	484,823,168	491,584,046

() 内は構成比

目 次

・ 令和6年度健康福祉局予算案の考え方	1
・ 令和6年度健康福祉局予算案総括表	2

I 地域福祉保健の推進 4

1 地域福祉保健計画推進事業等	3 地域ケアプラザ整備・運営事業
2 権利擁護事業	4 福祉のまちづくり推進事業等

II 高齢者保健福祉の推進 8

・ 高齢者保健福祉事業の概要	11 介護人材の確保等
5 高齢者の社会参加促進	12 認知症施策の推進
6 データを活用したフレイル対策の推進	13 介護保険事業
7 在宅の高齢者の支援	14 (地域支援事業) 包括的支援事業
8 高齢者施設や住まいの整備等の推進	15 (地域支援事業) 介護予防・日常生活支援総合事業
9 特別養護老人ホームを必要とされている方への支援	16 (地域支援事業) 任意事業
10 低所得者の利用者負担助成事業	

III 障害者施策の推進 18

・ 障害福祉主要事業の概要	24 障害者の就労支援
17 障害者の地域生活支援等	25 障害者のスポーツ・文化
18 障害者の地域支援の拠点	26 障害者差別解消・障害理解の推進
19 障害者の相談支援	27 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業
20 障害者の移動支援	28 こころの健康対策
21 障害者支援施設等自立支援給付費	29 依存症対策事業
22 障害者グループホーム設置運営事業	30 精神科救急医療対策事業
23 障害者施設の整備	

IV 生活基盤の安定と自立の支援 27

31 生活保護・生活困窮者自立支援事業等	34 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業・小児慢性特定疾病医療給付事業
32 ひきこもり相談支援事業	35 後期高齢者医療事業
33 援護対策事業	36 国民健康保険事業

V 健康で安心な暮らしの支援 31

37 市民の健康づくりの推進	39 難病対策事業 公害健康被害者等への支援
38 斎場・墓地管理運営事業	

・ 外郭団体関連予算案一覧	34
・ 財源創出の取組	35

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。
 ※各事業の令和6年度予算額の横に、()で前年度予算額を併記しています。
 ※【基金】と記載している事業は、社会福祉基金を充当している事業です。

III 障害者施策の推進

1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて、給付の基準や内容を定める「地域生活支援事業」によって構成されています。

事業種別	本市事業名
自立支援給付関連	
障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業【予算概要17】、障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要18】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要21】、在宅障害児・者短期入所事業 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要22】
計画相談支援給付費等	計画相談・地域相談支援事業【予算概要19】
自立支援医療費等	更生医療事業【予算概要27】、医療費公費負担事業【予算概要28】 医療給付事業、障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要21】
補装具費	生活援護事業【予算概要17】
高額障害福祉サービス 等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業
地域生活支援事業関連	
後見的支援推進事業 【予算概要17】	障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等とともに作っていきます。
精神障害者生活支援 センター運営事業 【予算概要18】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行っています。
地域活動支援センター (障害者地域作業所型・ 精神障害者地域作業所 型)【予算概要18】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
障害者相談支援事業 【予算概要19】	基幹相談支援センター等に配置された専任職員が、障害者が地域で安心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
発達障害者支援体制整 備事業【予算概要19】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。

2 その他の主な事業

上記の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。(財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。)

障害者自立生活アシ スタント事業等 【予算概要17】	地域で生活する单身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。(障害者総合支援法の自立生活援助事業を含む)
多機能型拠点運営事業 【予算概要18】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。
障害者地域活動ホーム 運営事業【予算概要18】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。
重度障害者タクシー料金 助成事業【予算概要20】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、タクシー料金を助成します。
障害者自動車燃料費助 成事業【予算概要20】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付することにより、自動車燃料費を助成します。
障害者就労支援事業 【予算概要24】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等にも取り組みます。
障害者スポーツ文化セ ンター管理運営事業 【予算概要25】	横浜ラポール及びラポール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推進します。
障害者差別解消推進 事業【予算概要26】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
こころの健康対策 【予算概要28】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
依存症対策事業 【予算概要29】	横浜市依存症対策地域支援計画の改定に向けた基礎調査を実施するほか、計画に基づき、支援者向けガイドラインの更なる活用や様々な媒体での普及啓発等の取組を行います。
精神科救急医療対策 事業【予算概要30】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

3 障害者手帳所持者数

各年度、3月31日現在の人数。

【令和2年度】身体障害：99,455人、知的障害：33,553人、精神障害：40,854人 合計：173,862人
 【令和3年度】身体障害：98,829人、知的障害：34,859人、精神障害：43,767人 合計：177,455人
 【令和4年度】身体障害：97,869人、知的障害：36,283人、精神障害：46,975人 合計：181,127人

17	障害者の地域生活支援等		<p>事業内容 <u>本人の生活力を引き出す支援の充実を図り、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。</u> <u>(「あんしん」と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。)</u></p>
本年度	202億7,691万円		<p>1 後見的支援推進事業 「あんしん」 6億2,835万円 (6億2,825万円) 障害者が地域で安心して暮らせるよう、本人の日常生活を見守るあんしんキーパーをはじめとして、住み慣れた地域での見守り体制を構築します。 また、制度登録者に対して、定期訪問のほか、将来の不安や希望を本人に寄り添いながら聴き、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。(全区実施)</p>
前年度	193億9,532万円		
差引	8億8,159万円		
本年度の財源内訳	国	65億6,972万円	<p>2 障害者ホームヘルプ事業 185億9,992万円 (177億3,258万円) 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対して、ホームヘルプサービスを提供します。また、大学就学や就労している重度障害者に対して身体介護等の支援を提供します。 ・重度障害者等就労支援特別事業【基金】</p>
	県	32億6,236万円	
	その他	2,527万円	
	市費	104億1,956万円	
<p>3 障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業 「あんしん」 2億1,004万円 (2億1,151万円) 一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身生活を継続できるよう支援します。</p>			
<p>4 医療的ケア児・者等支援促進事業〈拡充〉 「あんしん」 836万円 (628万円) <u>医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを担える人材を新たに2名養成し、市内6拠点に複数名の配置を進めます。</u></p>			
<p>5 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業【基金】〈拡充〉 977万円 (2,602万円) 電源が必要な医療機器を在宅で常時使用する障害児者等に対し、災害等による停電時の備えとして、蓄電池等の非常用電源装置の購入を補助します。また、<u>所得制限を撤廃し、給付対象者を拡大します。</u></p>			
<p>6 災害時障害者支援事業【基金】〈拡充〉 「あんしん」 1,500万円 (100万円) 災害発生時に、障害があっても安心して避難場所での生活ができるよう、福祉用具の備蓄や避難場所における設備整備等を進めます。 <u>発災に備えた発電機等が未整備の施設(15か所)に対して、整備費を補助します。</u></p>			
<p>7 補装具費支給事業〈拡充〉 8億547万円 (7億8,968万円) 障害者(児)の失われた身体機能を補完または代替するため、用具(義肢、装具、車椅子、補聴器等)の購入等の費用を支給します。また、<u>国のこどもの所得制限撤廃の方針を踏まえ、給付対象者を拡大します。</u></p>			

18	障害者の 地域支援の拠点		事業内容 1 多機能型拠点運営事業 あんしん 2億7,811万円（1億9,767万円） 常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点施設を運営します。令和6年度に北東部方面多機能型拠点（港北区）が開所予定です。 (4か所)
	本年度	108億1,474万円	2 障害者地域活動ホーム運営事業 61億561万円（59億632万円） 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 (41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所)
	前年度	105億2,762万円	3 精神障害者生活支援センター運営事業 あんしん 13億5,445万円（13億2,406万円） 統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営を行います。
	差引	2億8,712万円	4 地域活動支援センターの運営 あんしん 30億7,657万円（30億9,957万円） 在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。（6年度末見込み 138か所）
本年度の 財源内訳	国	32億3,254万円	
	県	16億1,627万円	
	その他	9万円	
	市費	59億6,584万円	

19	障害者の 相談支援		事業内容 1 障害者相談支援事業 13億1,965万円（8億5,782万円） 基幹相談支援センター等にて身近な地域での相談から専門的な相談まで総合的に実施するとともに、 <u>障害のある方が地域で安心して生活できるよう地域生活支援拠点機能の充実に向けて取り組みます。</u> また、 <u>過年度の消費税相当額等を負担します。</u>
	本年度	25億9,146万円	2 計画相談・地域相談支援事業 12億3,297万円（11億6,371万円） 障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。また、計画相談支援の実施率向上のため、「常勤・専従」の相談支援専門員を配置した事業所に対し、助成を実施します。 その他、施設等からの地域移行、単身等で生活する障害者の地域定着を支援する地域相談支援を実施します。
	前年度	20億5,817万円	3 発達障害者支援体制整備事業 あんしん 3,884万円（3,664万円） 発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修の実施、地域での一人暮らしに向けた当事者支援を行うサポートホーム事業を実地します。
	差引	5億3,329万円	
本年度の 財源内訳	国	11億6,375万円	
	県	5億8,188万円	
	その他	—	
	市費	8億4,583万円	

20	障 害 者 の 移 動 支 援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。	
			1 福祉特別乗車券交付事業 33億4,117万円（31億130万円） 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円）	
			2 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 7億6,680万円（8億581万円） 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。 （助成額 1枚500円 交付枚数 年84枚〈1乗車7枚まで使用可〉）	
			3 障害者自動車燃料費助成事業 2億9,786万円（3億2,771万円） 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付します。 （助成額 1枚1,000円 交付枚数 年24枚）	
本 年 度	74億9,865万円			
前 年 度	72億6,719万円			
差 引	2億3,146万円			
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	12億2,787万円		
	県	6億1,393万円		
	その他	6,758万円		
	市 費	55億8,927万円		
4 移動情報センター運営等事業 あんしん			1億6,459万円（1億6,039万円）	
移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議会で運営します。				
5 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん			23億1,241万円（22億8,560万円）	
重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の支援を行います。また、ガイドヘルパー資格取得にかかる研修受講料の一部助成等を行います。				
6 障害者移動支援事業〈拡充〉 あんしん			1億6,540万円（1億2,990万円）	
(1) ハンディキャブ事業 ハンディキャブ(リフト付車両)の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行います。				
(2) タクシー事業者福祉車両導入促進事業 車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。				
(3) ガイドボランティア事業 障害児・者等が外出する際の付き添い等をボランティアが行います。 また、担い手を確保するため、ボランティアの奨励金単価を引き上げます。 (奨励金単価 5年度：1回あたり500円 6年度：1回あたり1,000円)				
7 障害者施設等通所者交通費助成事業			4億2,221万円（4億3,667万円）	
施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。				
8 障害者自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん			2,821万円（1,981万円）	
中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。				

21	障害者支援施設等 自立支援給付費		事業内容 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。
	本 年 度	406億5,016万円	
	前 年 度	396億621万円	
	差 引	10億4,395万円	
本年度の財源内訳	国	203億1,701万円	1 主な障害福祉サービス (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。 (3) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供します。 (4) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供します。
	県	101億5,851万円	
	その他	6万円	
	市 費	101億7,458万円	
			2 利用者数見込 延べ17,328人（月平均）

22	障害者グループホーム 設置運営事業		事業内容 1 設置費補助 1 億6,965万円（1億7,899万円） 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 (1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者（過齢児）移行相当分 (2) スプリンクラー設置補助 13か所 ※新設・移転ホーム分 9か所 ※既設ホーム分 4か所
	本 年 度	217億4,625万円	
	前 年 度	198億3,606万円	
	差 引	19億1,019万円	
本年度の財源内訳	国	89億2,054万円	2 運営費補助等 215億2,934万円（196億982万円） グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 979か所（うち新設44か所）
	県	44億5,232万円	
	その他	—	
	市 費	83億7,339万円	
			3 高齢化・重度化対応事業 あんしん 4,726万円（4,725万円） 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修を助成します。

23	障 害 者 施 設 の 整 備		事業内容 1 障害者施設整備事業 あんしん 1億889万円（6億6,575万円） 障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。 また、 <u>中央部方面多機能型拠点（5館目）の整備に向け、運営法人の選定を行います。</u> ・改修（大規模修繕費） 7か所 ・多機能型拠点（5館目法人選定）
	本 年 度	12億2,629万円	2 松風学園再整備事業 10億7,528万円（3億6,800万円） <u>居住者の利用環境改善のため、日中活動棟新設工事を完了し、A棟改修工事に着手します。</u> <u>7年度以降は管理棟改修工事などを行う予定です。</u>
	前 年 度	10億5,620万円	
	差 引	1億7,009万円	3 障害者施設安全対策事業 4,212万円（2,245万円） 利用者の安全確保のため、防犯カメラや非常通報装置等の設置に要する費用を助成します。 また、緊急災害時に備えて障害者支援施設に非常用自家発電設備設置に要する費用を助成します。 ・防犯対策 12施設 ・非常用自家発電設備設置 2施設
本年度の財源内訳	国	9,803万円	
	県	—	
	その他	235万円	
	市 費	11億2,591万円	

24	障 害 者 の 就 労 支 援		事業内容 1 障害者就労支援センター事業 3億613万円（3億51万円） 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営補助を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所
	本 年 度	3億4,172万円	2 障害者共同受注事業【基金】〈拡充〉 2,191万円（2,045万円） 横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。 また、 <u>障害福祉事業所の受注促進のため、農作業受注促進モデル事業を行います。</u>
	前 年 度	3億3,378万円	
	差 引	794万円	3 障害者の就労啓発等 1,368万円（1,282万円） 障害者の就労・雇用への理解を広げるため、企業を対象としたセミナー等の開催や、障害福祉事業所が作成した商品販売の支援、本市の施設を活用した障害者の就労啓発等を行います。
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1,319万円	
	市 費	3億2,853万円	

25	障 害 者 の ス ポ ー ツ ・ 文 化		事業内容		
			1 障害者のスポーツ・文化活動推進の取組		
			障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に障害者スポーツ等の普及啓発や全国大会への選手派遣に取り組むとともに、横浜市スポーツ協会や障害者施設等と連携し、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。		
			＜主な取組＞		
本 年 度	12億7,021万円		(1) リハビリテーション・スポーツ教室		
前 年 度	12億4,774万円		横浜総合リハビリテーションセンター等と連携したスポーツや健康に関する相談・運動プログラムの実施		
差 引	2,247万円		(2) 地域支援事業		
本年度の財源内訳	国	1億3,880万円		障害のある方が身近な場所でスポーツ等ができるよう、ラポール職員による出張教室の開催	
	県	6,034万円		(3) 全国障害者スポーツ大会派遣業務	
	その他	47万円		派遣選手の選考を兼ねて実施する「ハマピック」の開催、及び出場選手の強化練習等の実施	
	市 費	10億7,060万円		(4) 文化振興事業	
			(5) 個別の健康増進事業		
			障害や健康状態に合わせたプログラムの提供等		

26	障 害 者 差 別 解 消 ・ 障 害 理 解 の 推 進		事業内容		
			1 啓発活動 664万円（588万円）		
			幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。		
			(1) 障害者週間イベント等の普及啓発活動		
本 年 度	3,584万円		(2) 交通機関等での啓発動画掲載		
前 年 度	3,725万円		2 情報保障の取組 1,933万円（2,036万円）		
差 引	△141万円		聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。		
本年度の財源内訳	国	1,274万円		(1) 手話通訳者のモデル配置（2区）	
	県	637万円		(2) タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示（全区）	
	その他	—		(3) 市民宛の通知に関する点字等対応	
	市 費	1,673万円		(4) 市民向け資料等の文章の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成等	
			3 相談及び紛争防止等のための体制整備 807万円（822万円）		
			差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。		
			4 障害者差別解消支援地域協議会の運営 180万円（279万円）		
			相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。		

27	重度障害者医療費助成事業・更生医療事業		事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 112億3,374万円 (116億4,081万円) 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級(入院を除く) (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 16,437人 イ 国民健康保険加入者 16,561人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,930人 計 55,928人
	本年度	157億4,003万円	
	前年度	165億2,830万円	
	差 引	△7億8,827万円	
本年度の財源内訳	国	22億4,112万円	2 更生医療給付事業 45億629万円 (48億8,749万円) 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 2,195人
	県	45億1,100万円	
	その他	17億6,395万円	
	市 費	72億2,396万円	

28	こころの健康対策		事業内容 1 自殺対策事業〈拡充〉 6,902万円 (8,588万円) 第2期横浜市自殺対策計画(令和6年3月策定)に基づき、本市の状況を踏まえ総合的に対策を進めます。 <u>(1) 人材育成〈拡充〉</u> <u>新たにゲートキーパーポータルサイト(仮称)を構築し、Web学習コンテンツ等を整備することで、ゲートキーパー養成をさらに推進します。</u> (2) 普及啓発・相談支援 普及啓発やインターネットを通じた相談、情報提供を実施します。 (3) 自死遺族支援、自殺未遂者支援 電話相談等による自死遺族支援や、自殺未遂者の初期対応にあたる職員対象の研修を実施します。
	本年度	96億866万円	2 医療費公費負担事業 94億7,184万円 (92億5,850万円) 精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき措置入院費及び通院医療費を公費負担します。 3 精神保健福祉対策事業【基金】 6,780万円 (4,942万円) <u>精神障害者ピアスタッフ推進事業、措置入院者退院後支援事業などを実施します。また、精神保健福祉法改正に伴い、新たに虐待通報ダイヤルを設置します。</u>
	前年度	93億9,380万円	
	差 引	2億1,486万円	
本年度の財源内訳	国	46億6,370万円	
	県	4,150万円	
	その他	163万円	
	市 費	49億183万円	

29	依存症対策事業		事業内容 3年10月に策定した横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を拡充します。 1 依存症対策の推進〈拡充〉 6,199万円（6,134万円） <u>7年度までの現計画の見直しに向けた基礎調査として市民意識調査等を実施するほか、依存症の予防や偏見解消に向けた理解促進のため、インターネットやSNSの活用等による普及啓発の取組を充実します。また、支援者向けガイドラインの活用や民間支援団体・関係機関との連携により、包括的・重層的な支援につなげます。</u> さらに、依存症当事者や家族等の回復を支えていくため、引き続き相談機能を充実していきます。 〈拡充〉 (1) 地域支援計画推進 (2) 専門相談支援事業 (3) 普及啓発事業 (4) 連携推進事業 (5) 回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催 (6) 民間支援団体への補助金による事業活動支援 〈拡充〉
本 年 度	6,199万円		
前 年 度	6,134万円		
差 引	65万円		
本年度の財源内訳	国	3,538万円	
	県	110万円	
	その他	49万円	
	市 費	2,502万円	

30	精神科救急医療対策事業		事業内容 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。 1 精神科救急医療対策事業 3億4,917万円（3億4,660万円） (1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく通報等に対応する体制を確保します。また、精神科救急の専用病床に入院した患者のかかりつけ病院等への転院を進め、受入病床を確保します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本 年 度	3億4,917万円		
前 年 度	3億4,660万円		
差 引	257万円		
本年度の財源内訳	国	6,092万円	
	県	970万円	
	その他	44万円	
	市 費	2億7,811万円	

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
- 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 令和2年3月31日 健障企4094号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成8年3月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第5条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- （1）開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時
- （2）出席委員及び欠席委員の氏名
- （3）議事日程等
- （4）議案に関する議事及び議決の状況
- （5）議案及び関係資料
- （6）その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとすることができる。

（部会）

第7条 条例第6条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第8条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会の議事内容は、部会長が精神保健福祉課長に報告する。また、精神保健福祉課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。

2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。

3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第10条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第11条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第12条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第13条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)

第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第14条 条例第7条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉保健部長が行う。

(庶務)

第15条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課において処理する。

(委任)

第16条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定め、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議決を経て部会長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。